

地方行政委員會議錄第三十八号

昭和三十年七月十二日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

額 彌 彌三君 渡海 元三郎君

徳田 興吉郎君 丹羽 兵助君

熊谷 謙一君 藤尾 弘吉君

川崎 繼義君 勝間田 清一君

川村 虎雄君 北山 愛郎君

五島 虎雄君 坂本 泰良君

中井 徳次郎君 西村 彰一君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席政府委員 自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官(自治行政部長) 小林 興三次君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

委員外の出席者 参考人(全国知事会代表、茨城県知事) 友末 洋治君

参考人(全国都道府県議会議長会代表、大阪府議會議長) 梅本 敬一君

参考人(全国市長会代表、大阪府府市長) 鈴木 義伸君

参考人(全国市議會議長会代表、神戸市議會議長) 伊藤 利勝君

参考人(全国町村会代表、茨城県石下町長) 関井 仁君

参考人(全国町村議會議長会代表、埼玉県前原町議會議長) 岡田 徳輔君

参考人(全国都道府県教育委員会委員長、東京都教育委員長) 松沢 一鶴君

参考人(全国自治体労働組合書記長) 橋田 正武君

参考人(朝日新聞社論説委員) 藤田 武雄君

参考人(朝日新聞社論説委員) 有松 昇君

参考人(朝日新聞社論説委員) 長橋 茂男君

七月九日 委員青木正君辞任につき、その補欠として足立篤郎君が議長の名で委員に選任された。

七月九日 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出、衆法第四二二号)の審査を本委員会に付託された。

本日、地方財政再建促進特別措置法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案について、参考人より意見聴取す。

○大矢委員長 これより会議を開きます。

本日は、地方財政再建促進特別措置法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案について、参考人より意見聴取す。

○友末参考人 今回政府が国会に提出されております地方財政再建促進特別措置法案につきまして、まず意見を申し上げます。

地方財政再建促進に關する法律を制定いたしました。年々累増いたしました地方財政の赤字をひとまず急速に解消する必要があることにつきまして、かねてから私も強く要請して参つたところでございまして、地方制度調査会におきましても、とりあえず当面とるべき緊急措置としてこれが

必要を認め、その答申の中にも取り入れておるところでございます。しかし、今回政府が、崩壊寸前にございまして、地方財政の危機打開の重要な一環として、右地方制度調査会の答申や、さらにはまた議員提案にかかりまして、地方財政再建整備法案の構想を導き、本法案を提出されたことには、私は、むしろおそきに失するところではございませんが、その趣旨につきましては、大いに賛意を表し、一日も早くこれが成立を期待いたしております。

地方財政の再建につきましても、その赤字の事態をまず正確に把握いたしまして、その原因を公正に分析いたしまして、これにそれぞれ即応いたします措置をとりますことが必要である、かように考えるのでございます。

しかるに本法案の内容を概観いたしますと、果してこの基本的態度に立つてこれを立案されたかどうか、相当疑いを差しはさざるを得ない点が少なくないのでございます。すなわち、今日地方団体が極端な赤字に陥つておられますところの根本的な原因は、現行の地方行政制度とこれに見合わない地方行政の赤字とが不均衡に相なっておりますこと、国の施策の欠陥がありまして、さらにはその国の運営の不合理等に基づきますものでありまして、実際におきましては地方団体財政運営の巧拙などは論議に値する限界をはとんど越しているものと申さなければならぬのであります。従つてか

かる実情のもとにおきます地方財政の赤字解消に当りましては、国が積極的に全面的な責任を持ってこれに対処いたすべきでありまして、にもかかわらず、本法案におきましては、地方財政の再建に当りまして、国が当然果すべき任務を極力回避し、これを不当に地方団体に転嫁いたしまして、もっぱら地方団体みずからの過大の責任と努力とによつてこれを行わしめようとしておりますばかりでなく、さらには何ら赤字発生に關係のない地方住民にまで、不当の犠牲を強要せんとしておりますことは、全く理解に苦しむところでありまして、

さらに本法案の中には、赤字解消の名のもとに、国が不当に地方自治に干渉いたします悪例を生ずるおそれのある事項も含まれておるのであります。これは本法案がいかにか臨時立法とは申しまして、地方自治の本旨の建前から申しまして断じて容認できないところでありまして、

以上の観点に基づきまして、修正を要すと認められます諸点につきまして申し上げます。

まず第一に、財政再建債の総額につきまして、現在昭和二十八年年度の決算におきまして赤字額四百六十二億圓を基礎といたしまして、二百億圓が準備されておるのであります。本法案がその対象としております昭和二十九年年度の赤字額はさらに百数十億圓増加するものと見られており、当然予定の二百億圓では不足することが予想されま

すので、その不足額は本年度中に
て、必ず政府資金をもって補てんする
の保障をなすべきである、かように考
えるのであります。

第二に、右二百億円の財源の中には
消化のきわめて困難な公債償百五十億
円が含まれておるのでありますが、こ
れが政府資金によります肩がわりに関
する本法案の規定を一見いたしますと、
驚くほどあいまいもこになつてお
りますので、せめてこれでも必ず昭和
三十一年度中に政府資金に振りかえる
ものとするを明記すべきであると思
考します。なお現在公債償の消化状況
は御承知のごとききわめて悪く、ま
して赤字補てん債を公債によつて起す場
合におきましては、通常の手段をもつ
ていたしましては、その幾ばくが消化
できるかはなほ疑問でありますので、
政府においてはその償還に關して債
務保証を行わない限り、財政再建債の
引き受けにつきましては市中金融機関の
協力はとうてい期待できたいものと
考える次第でございます。

第三に、現下の地方財政の赤字が主
として地方行財政制度の欠陥ないしは
国の財源措置の不十分に基いておりま
す実情から考えますれば、本案におき
ますごとく財政再建債の利子につい
て、他の一般地方債と何ら異なるとこ
ろなく、わずかに公債償につきまして
二分ばかりの利子補給を行うといいた
すことは、地方財政の赤字に対する
国の責任を全く忘却したものでござい
まして、不合理、不当もはなはだし
い措置といふべきでございます。従つて
財政再建債の利子につきましては、政
府はその全額を補給することが本筋で
あり、国の予算の都合などによりやむ

を得ず地方団体に利子の一部を負担さ
せる場合におきましても、その額は通
常の場合における半額程度、年三分を
限度とすべきでありまして、これをこえ
る部分につきましては、金額政府が利
子補給すべきであると考えるのでござ
います。

なお、赤字をその原因によつて分別
いたしますことは、実際問題として困
難な点もございしますが、赤字のうち固
の實に帰すべき事由によるものがは
きりするものにつきましては、その補
てんのために起されました地方債の元
利償還につき、その全部または一部を
減免することが理の当然と申さなければ
なりません。

第四に、敗戦再建債の償還期限を本
案のように八年度以内としたことは、こ
とは、赤字の規模並びにその赤字が概
して自主財源に逆比例している地方財
政の個々の実情を考えますればあまり
に短期に過ぎるものであり、少くとも
これを起しました年度から十年以内
とすべきであると考えます。

第五に、財政再建債のうちの、
その公債が年々累増いたしております
ために、これについて何らかの特例を
設けまないと、その財政再建計画は全
く立ち得ないものがあるでございま
して、かかる団体に對しては、地
方債の元金の償還期限を延長し、また
はその利子のある程度引き下げる等の
措置が、ぜひ必要になってくるものと
考えるのでございます。

第六に、赤字団体の赤字解消を促進
いたしますためには、昭和二十七年
度以前の国の直轄事業の分担金につ
きましても、交付公債をもって納付
できるようにすべきであります。国の直轄事

業につきましては、もっぱら国の都合
で実施され、その地方分担金はきわめ
て巨額に上るものにもかかわらず、これ
が一方的に押しつけられ、しかもその
財源措置はほとんどなされていない現
状におきましては、なおさら当然のこ
とと考えるのでございます。

第七に、赤字団体に對します起債の
制限は、地方団体が最低水準の行政を
実施するのにもなお赤字を生じますよ
うな現状におきましては、絶対にこれ
を行うべきではないのでございます。
これは地方行財政制度の根本的な改革
を断行し、合理的な基礎の上に立つて地
方財政計画が策定されまして、それに
よつて地方団体が真に健全財政を維持
し得るようになって初めて許容され
べきものであります。現行の地方財政
計画が果して何年度に全面的に合理化
されるか、本案においてはその時期的
保障はされておらないのでございま
すから、少くとも三十二年以降の起
債を制限するということは条件が整
ておらないと考えます。

第八に、財政再建債の財政運営に
つきまして、自治庁長官がその予算の
執行の停止を命ずる等立ち入った監督
を行いますことは、地方団体を準自治
産者扱いにするものでございまして、
国の地方自治に対する不信を表明いた
す以外の何ものでもなく、それは地方
も国もともにその威信をみずから失
し、両者の關係に好ましからざる結果
を招来するものでございまして、自
治庁長官の監督の権限はせいぜい勸告
程度で十分であり、財政再建債の利子
補給の停止、起債の不許可等の制裁権
限を与へますことは、地方自治の本旨
に照らしはなはだしく行き過ぎたもの
であつて、断じて容認できないところ
でございします。

第九に、財政の再建は、地方団体の
長と議会の責任において行われるもの
でございまして、長以外の執行機関に
予算等の立案についての特権を認めて
おきますことは、均衡のとれた財政の
再建に障害を来たすおそれございま
すので、現行の教育委員会の予算等
に関する原案送付の権限は、再建期間中
ひとまず停止することが万全の措置で
あると考えるのでございます。

第十に、財政再建の名のもとに、赤
字について何ら責任のない地方住民に
不当の犠牲をしいることは絶対にこれ
を避くべきであり、財政再建計画の要
件として特に増税を求めめることは、取
りやめるべきであると考えます。

最後に、本案と切り離すことのできな
い關係に立つ重要なものといいたしま
しては、昭和三十一年度地方交付税の税率
を引き上げて、赤字発生の原因を除去
すること、また昭和三十一年度にお
いて、地方財政の適正規模に見合う行
政制度の改革を断行して、将来の赤字
発生を根本的に防遏するの措置を講
ずること等の問題があるでございま
す。私どもはかねがねその実現を強く
要望し続けておるのであります。幸
い本委員会におかれましては格別の
御高配を賜つておりますことは、ま
ことに感謝にたえません。とりあ
えず前者については、特に引き続き何分の
御配慮をいただき、今期国会にお
いてぜひ実現されますよう、この際あ
わて切に懇願申し上げる次第でござ
います。

次に地方自治法の一部を改正する法
律案に関する意見を申し述べます。本

法案は、政府が地方制度調査会の答申
にのつて立案されたものであり、
とりあえず急務的な、しかも自治庁とし
て比較的容易に解決し得ると思はれる
ものに主眼点を置かれたように考え
られますが、一応その内容を検討いた
しますと、右答申の線に逸脱すると
認められるものもあり、また各答申条
項の実現については、緩急輕重の順序
を誤まつておるのではないかと考えら
れるものなどがあるばかりでなく、な
お、地方自治運営の簡素化、能率化を
はかると称して、国があえて地方自治
に不当に干渉するの道を開く結果とな
つておるやに考えられる点があるの
でありまして、これらの観点から、主
として執行機関の改正事項に關し修正
を要すると認められる点を申し上げま
す。

まづ第一は、高等学校や各種試験
所、研究所等の事務は、現状において
は広域事務でありまして、原則として
都道府県の事務とすべきにもかかわらず
、これに關する本案の表現はきわめ
て不明瞭でございします。これを
明確化ならしめるべきであると思
考します。このことは府県制度につ
きまして、府県の性格にも關係いたしま
す重要な事項でございしますから、この
案におきましては、最も重点を置いて
この線をはつきりせしめるべきである
と思つておるのでございます。

第二には、都道府県機構を簡素化す
るの方向には、もとより賛意を表する
ものでございします。がその実現の障
害となつておる根拠は、中央各省
の不当、執拗な干渉にあるのが現実の
事実でございしますから、ただ単に形
式的に部局の数を減少せしめることを

もつてしては、とうていその目的を達成し得るものではないと信じます。よつて政府みづからが中央各省の地方に対するこれら干渉を絶無ならしめる方途を講ずることが先決問題であり、これを完全に行はれれば、現行法のもとにおいても、その機構の簡素化は地方の事情に即応するよう円滑に進捗するものと考えておるのでございます。

なお都道府県の部局の数について、一々内閣総理大臣までわざわざお話しすることはなほだしく行き過ぎであり、むしろこつぱいですらあると考えておるのであります。

第三に、地方公共団体の長に対する不信任決議は特に慎重を期すべきものとして、地方制度調査会におきまして、現行法通りとされておるのでございまして、実際の上からも、しいてこれを改正するの必要は認められないのでございます。

第四に、監査委員制度の運営を一そう能率化する上から考えましても、委員の任期はむしろ現行法通り二年が適当であり、これを四年に延長すべき實際上の必要は何ら認められないのであります。

第五に、都道府県と市町村との間における協議による事務の相互移譲を制度化したことは、かえつて相互間の紛争を誘発せしめるおそれが多分ございまして、またこれら地方問題の解決に、一々内閣総理大臣までわざわざ制度を設けんとすることは、現実にその必要性が何ら認められないのでございます。

第六に、大都市の特例に関する事項につきましては、目下地方制度調査会

において、地方制度改革の根本的な重要事項の一端をいたしまして、特に大都市問題をとり上げ、その審議がせつなく継続されておる際でもあり、また大都市制度については、単に本案に示されておる事務配分の問題に限らず、府県制度改革の全体にも関連を持つものが多々あるのでございしますから、今あえてこれだけを切り離し、急速に解決せんといたしますことは、その時期を得たものとは全く考えられませぬ。地方制度調査会の答申はいずれそのうちに出されることでもございしますから、本件はその答申をまつて措置することが最も適当であり、またそうすることが諸情勢から絶対に必要であると考えられるのでございします。

以上をもつて両法案に対する意見の開陳を終ります。

○大矢委員長 次に全国都道府県議会議長代表、大阪府会議長梅本敬一君。

○梅本参考人 私は、ここに都道府県議会議長会を代表いたしまして、その立場より、目下当委員会において御審議中の地方自治法一部改正法案及び地方財政再建促進特別措置法案につきまして、所見を申し上げる機会をお与えいただきましたことを、非常に光榮に存するものであります。以下率直簡明に所見を申し上げ、両法案御審議の御参考の一端に供したいと存じます。

まず、地方自治法一部改正法案について所信を申し上げます。本法案については、全国議長会としては、本年六月七日臨時大会を開いて全面的反対の決議をし、今期国会における不成立廃案を強く要望しておるのであります。

第一は、府県の自治体としての性格変更の点であります。これはきわめて

重要な問題であると信じます。昭和二十八年十月十六日、とりあえず当面のべき措置として、府県の性格について地方制度調査会は、府県は本来その自治事務を処理すると同時に、市町村とは異なり、市町村を包括し、市町村と国との中間に位置する広域自治体として、国家的性格を有する事務を処理することもその任務とする」と答申を出しておるのであります。すなわち府県は、従来の通り、普通地方公共団体としてその本来の自治事務、すなわち地方自治法第二条第三項に例示してある事務を処理することを本体の任務とし、あわせていわゆる広域的な地方公共団体として広域的な事務をも処理することを明らかにしておるのであります。

しかるに今回の府県提案では、この関係を全く逆にして、府県は市町村を包括する広域的な地方公共団体として、いわゆる一、広域にわたるもの、二、統一的な処理を必要とするもの、三、市町村に関する連絡調整に関するもの、及び四、市町村が処理することができないか、または不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする」と規定しているものであります。関係が答申の趣旨とは全く逆になっておるのであります。それでは府県は広域的な自治体として、いわゆる広域的な事務——これは国家的性格を有するものが多いのでありますが、この国家的性格を有する広域的な事務を取り扱うことを本体とし、あわせてその他の本来の自治事務については、市町村が処理することができないか、または市町村が処理することを不適当と認めるものだけを処理することにして、府県の自治的性格を限定しているの

あります。従いましてこれは、第一次地方制度調査会の答申を大きくゆがめているものであります。従つて改正法案のごとくになりますれば、府県の性格は国の出先機関としての性格がきわめて濃厚となり、その反面普通地方公共団体としての性格は大幅に後退することになるものであります。私はさきに行われました地方自治法の一部改正によつて、東京都の特別区の性格変更による区長公選のたどった運命と経路を思い出さざるを得ないのであります。すなわちかつて東京都の特別区がその権限を制限して法定されましたことによつて、憲法上のいわゆる地方公共団体たる性格を失ひ、それがため従来の区長公選制度が廃止せられた先例は皆極もつとに御承知になっておることと存するのであります。

従つてこのたびの改正法案が通過成立いたしますならば、府県は、憲法上の地方公共団体である地位と性格が剝奪変更されるものと主張されるところの根拠ができ、やがて府県知事は公選ではなくてもよろしいという論拠を導き出すおそれがあり、吉田内閣臨時に唱えられました知事官選も違憲でない、すなわち憲法上違反にならないとしてこれを強行する根拠を作ることを行なつておるのではないかと考えられるのであります。ひいては、さらに旧内務省復元の素地をも築き上げんとするものではないかと考えられるものであります。かかる点より本改正案に断じて反対するものであります。

第二は、府県と市町村との間に争ひの種をまき、中央集権を強化せんとする点であります。

新たに設けんとしておりますところ

の第二百五十条の二の法案によりますと、高等学校等すでに府県及び市町村が処理している事務の相互移譲に関する協議が整わないときには内閣総理大臣の裁定や、あるいは自治紛争調停委員の調停にゆだねることになっている点であります。これはいたづらに府県と市町村との間に無用の紛争を激化せしめるものであり、しかもその紛争と摩擦の間に乗じて国家権力の介入によつて地方公共団体の自主性を奪い、中央集権の強化措置をくだてるものであると考えられますので、これまた強く反対するものであります。

次に議会に関する改正事項について意見を申し上げます。

先ず個々の事項についての反対理由を申し述べます前に、今回の改正案について政府の地方議会に対する考え方と、私どもの考え方とに重大な相違があるのではないかとこのことについて触れてみる必要があると思ひます。

五月の初め、地方自治法改正案の政府要綱として発表されたもののうち、議会に関する事項を通覧いたしますと、改正の各項は、一貫して明らかに地方議会の権限を大幅に縮小し、その機能を弱体化することにより、議会をして長の諮問機関的存在たらしめんとする改正を企図したものであったと断ざるを得ないのであります。

そもそも自治法は、その設置法におきまして「地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする」とあることに對しまして、地方議会制度については私ども根本的にその認識を異にするのではないかとさえ疑うものであります。憲法は、長と議会の議員を公選するいわゆる首長制をと

り、あたかも車の両輪のごとく、両者の相互牽制による地方公共団体の運営方式を打ち立てておるのであります。

しかるにこの原案のように地方議会の一方の力を弱めていきますれば、たちまちにしてその均衡調和を失うに至ることにはもはや理の当然でありましょう。もし政府機関たる自治庁が、このようなわかり切ったことについてなおかつ目をおおい、しいて議会議長の考えから法の改正を企図するものとすれば、わが国民民主主義政治上ゆゆしき問題と言わなければならぬと存するものであります。

その後、この政府原案は、民主党の意見によつて若干修正され、法案化されたのであります。しかしながら政府が当初企図した基本的方向は変更されておらないと思ふのであります。私どもは、あくまで民意の代表機関たる議会制度の確立を期し、よつて民主主義政治における地方自治の発展伸長を期するがゆゑに、これら改正事項について残念ながら断固反対せざるを得ないのであります。

その第一は、定例会を廃止して通常会とする点でございます。

改正案は、現行年四回の定例会を廃止して年一回の通常会にすることが最も合理的であるとしており、またその改正理由の一つに国会と同様とすと言つておるのであります。かかる改正はまさに地方議会の実情を無視するところの観念的机上論と言ふべきであります。しかもその常会会期に百五十日を持つ国会と、全国平均の定例会会期がわずかに十三日にすぎない地方議会とを混同して、これと同様な方式にすることが合理的と言ふに至っては、ま

ことに形式的議論のはなはだしいものと言わざるを得ないのであります。

地方議会の使命は、住民の身近かな行政に對し、常に住民と直結してその意思を行政の上に反映することにありとす。議会は定例的に開催し、住民と執行部をしっかりと結ぶべき時期を予知せしめ、議会を通して常に行政の民主的な運営を行う場とすることこそ定例会の本質的な意義であり、絶対必要な制度であります。ことに地方財政の現状、地方議会運営の実態から見まして、三月の当初予算は全くの骨格予算でありまして、さらに国の予算が大体六、七月ごろにきまつてから、すなわち国庫からの交付金なり補助金なりを見て初めてこれに肉づけをし内容を盛っていくのが現状であります。かかる点、さらには膨大かつ複雑な行政事務、あるいは請願、陳情等の処理がたいはしまして、現行の年四回の定例会開会には必要なる最低線であると確信いたします。

また改正案の説明において、定例会を廃止し、年一回の通常会とする救済手段として、議員の臨時会開催請求に對し、議員の召集義務は現行法に對しても厳格として存在するものであり、今回これに對して都道府県は三十日という期間を付したにすぎないのであります。またこれに期間を付したにすぎない、長にはさらに三十日という猶予期間があるのであります。この点から臨時議会の招集をめぐるいろいろな紛糾と無用な混乱が長と議会の間にあるということが予想されるのであります。言うごとく、臨時会招集が保障されるがゆゑに定例会を廃止すると

いう理由にはならないのであります。以上の理由によりまして定例会廃止には絶対に反対せざるを得ないのでござい。

次に、最も問題とされておるようによ考えられておるものは、常任委員会の改廃についてでございます。改正案は、人口五万未満の市町村については常任委員会を廃止し、その他については現行行政部門ごとのいわゆる縦割り方式による常任委員会制度を改めて、歳入、歳出、決算、法規、請願陳情並びに一般議案のいわゆる横割り方式による五つの委員会に限定しようとするものであります。この理由として現行常任委員会制度であるはその縦割り方式では弊害が多いということであり、私どももいたしまして、現行常任委員会の運営の面において、確かに一部改善の必要があるといふことは認めざるを得ないのであります。が、しかしながら一部に弊害があるからといって、直ちに制度そのものを改めるといふことは誠に戒むべきことと思ふのであります。

そもそも常任委員会制度は、近代行政の膨張と複雑専門化に伴ひまして、これら各種行政の調査審議に當り、議会においてこれを専門的に分担してその遺憾なきを期するとともに、本会議における議事の能率化をはかるため設けられた制度であります。そのためには現行行政部門ごとの常任委員会は最も適したものであります。実際上におきまして一貫した能率的に運営されておる、制度本来の長所を遺憾なく發揮しておるものである、かように信じておるのであります。

今これを改正案のごとく横割り方式にするならば、一見総合性を持つもののうに考えられるのであります。が、実際上の運営をいたしましては、各委員会の内容は行政の各部門ごとに執行部全体に關連し、どの委員会にも執行部の側面調査、説明等が必要となり、勢い小委員会または分科会の設置が予想せられ、その結果は縦割り式と横割り式とを併合しなければ審議の万全が期せられないということとなつて、かえつて事務の混乱と議会運営の非能率を招くことになると思ふのであります。ことに改正案のように委員会の種類を定め、これを画一的に地方議会にせいんとするがときは、地方における自主性を全く無視したやり方であり、ただいま申し上げたように、その内容的にも大きな欠陥があり、これをもちて合理化による改善とすることは私どものとうてい承服できないところであります。もとより私どももいたしまして、現在伝えらるる常任委員会の弊害といふものは、あくまでその運営の面において自主的に改善すべく一段と努力の必要があり、近い将来必ずやこれら改善の実をあげ得るものと確信しておるのであります。

以上のような理由によつて、常任委員会制度に關する今次改正案は、一連する議会活動の大きな制約を意圖するものであり、断固反対せざるを得ないのであります。

議会事務局の職員を長の任命する職員をもつて兼務させることについてこの改正の趣旨としていわれておりますことは、職員組織の簡素合理化とせられておるのであります。私どももいたしまして、職員組織の簡素合理化はもとより望むところでありますが、こ

の改正案は制度と運営の問題を全く混同するものであると考へるのであります。およそ長と議会という相對立した機關の事務を同一人が兼務によつて処理することは明らかに理の不當であることは明らかであるところであり、人事の交流あるいは経費の節減等の問題は、それはそれとして別に十分考慮すべき問題であり、あるいは職員間の事務処理も運営上における考慮はあるとしても、機關の本質を異にする長の機關と議会の機關の職員の兼務を法律をもつて規定することは、何とていっても議会の独立性を侵害するものであり、これまた一連する議会輕視の極端なるものであつて、絶対に承服できないところであります。

その次に長の不信任決議を議員定数の過半数の決議に引き下げるという点であります。この点は知事会代表も述べられましたので、私は簡単に申し上げますが、現行法が長の不信任決議を議員定数の三分の二の出席として、その四分の三の賛成を要するとして、いわゆる特別多数議決としたゆゑに、この議決は公選による長の地位を否定する重要な事項であり、その手續については特に慎重ならしめるとともに、一面その乱用を防止しようとする趣旨に出たものであるものであります。従ひましてこの議決要件は、輕々に變更すべきでないと考えられますので、地方制度調査会の答申も現行通りとされておる、改正案のような過半数議決にすることは養成しがたいのであります。

そのほかいろいろ申し上げたい点があるのございますが、まことに失礼でございますが、お手元に参考資料

の改正案は制度と運営の問題を全く混同するものであると考へるのであります。およそ長と議会という相對立した機關の事務を同一人が兼務によつて処理することは明らかに理の不當であることは明らかであるところであり、人事の交流あるいは経費の節減等の問題は、それはそれとして別に十分考慮すべき問題であり、あるいは職員間の事務処理も運営上における考慮はあるとしても、機關の本質を異にする長の機關と議会の機關の職員の兼務を法律をもつて規定することは、何とていっても議会の独立性を侵害するものであり、これまた一連する議会輕視の極端なるものであつて、絶対に承服できないところであります。

その次に長の不信任決議を議員定数の過半数の決議に引き下げるという点であります。この点は知事会代表も述べられましたので、私は簡単に申し上げますが、現行法が長の不信任決議を議員定数の三分の二の出席として、その四分の三の賛成を要するとして、いわゆる特別多数議決としたゆゑに、この議決は公選による長の地位を否定する重要な事項であり、その手續については特に慎重ならしめるとともに、一面その乱用を防止しようとする趣旨に出たものであるものであります。従ひましてこの議決要件は、輕々に變更すべきでないと考えられますので、地方制度調査会の答申も現行通りとされておる、改正案のような過半数議決にすることは養成しがたいのであります。

そのほかいろいろ申し上げたい点があるのございますが、まことに失礼でございますが、お手元に参考資料

をお配りしておりますので、一つ御
一覽を願いたい、かように存する次第
でございます。

次に地方財政再建特別措置法案につ
いて意見を申し述べたいと存するもの
であります。この法案につきましても
は、全国都道府県議事会といたしまして
は、本法案の必要はこれを認めておる
のであります。その内容において地方
自治の本旨をそこなうような点につ
いて国会において修正の上成立せしめ
られるよう要望いたすものでありま
す。

今日の地方財政の赤字の原因と理由
はどこにあるかということに正確に把
握し、かつ究明してこれが根本的な対
策と応急的処置とをともに政府は樹立
すべきであると信ずるものでありま
す。しかるに本法案をつぶさに検討す
るとき、政府は赤字の責任と原因は
一切地方にあるかのごとき態度で地方
の努力と地方住民の犠牲においてこれ
が解消をはからんとするところにおい
て地方公共団体は実質的に国の出先機
関と何ら異なるところなきに至らんと
しておるのがあります。

そもそも、今日の地方財政の赤字の
真の原因は、歴代政府のとった地方財
政政策にある。政府の雨後のタケノコ
のごとき法律を作り、経費を度外視
し、地方財政法第十三条に違反して何
らの財源を与えることなく、国の委任
事務を地方自治体に押し付けたこと
であり、さらにまた国の仕事をやらすた
めにひもつきの国庫支出金があふ、こ
れに伴う補助事業に対する自治体の負
担金が大幅にふえて赤字の増加を来た
し、さらに目ぼしい税源は国に取り上
げられて地方税源が貧弱なために地方

債や銀行からの借入金に依存すること
になる。それらの利払金があふる。ま
た中央のなわ張り的な考えで地方の部
課等の機構を増加せしめたことによる
経費の増加等が赤字を生み出した其の
根本的原因であると考えらるるのであ
ります。ゆえに赤字の責任者は国であ
り政府であるといわねばならぬ。そこ
で政府は現に生じた赤字一切をたな上
げする措置を講ずるとともに、根本的
には今後地方に赤字を生ぜしめぬよう
に中央地方を通ずる強力なる行政機構
の簡素合理化を徹底的にやって行政費
の節減をはかるとともに地方に自主的
財源を与えるべきであると思ひます。

シャワブも地方財政が困つたら制度
を改正するよりか財源を与えるべきで
あるといつておるのであります。政府
はここに不出でずして財政的に困ら
しめておいて、赤字が出たら制度を改
へて地方に大きな責任と犠牲を負わさ
んとおるのであります。二十八年
度の赤字額が四百二十二億で、二十九
年度にはさらに増加して実質的赤字五
百八十六億に達せんとおるのであるに、
本法案によると財政再建資金は二百億
で、そのうち政府資金引き受けはわず
かに五十億、あとの百五十億は公募
である。これ全く一時を糊塗するがご
とき方法によつて前に述べたような中
央権力によつて、ついに民主政治の
基礎である地方自治を否定するがご
とき実に憂うべき結果を招こうとして
おるのであります。この法律が通らま
したならば地方自治体はまさに禁治産
の宣告を受けたにひとしいものだとい
うことを言つておるものがあります。ま
たこの法律がそのまま通過実施され
るならば地方自治体というものは十年間

しゅんとして仕事をすることもできな
い、橋をかけることもできない。学校
を建てることもできないというわけ
であつて、こんなばかげた政治はないと
いつて憤慨しておる知事もあるのだと
ございませう。どうか政府は深く思ひをこ
こにいたされてまして、過去の赤字の
全額をたな上げするに足るような政府
資金を大幅に増加をして参りますこと
に、私がここに申し上げますような
諸点を修正されまして、本法案の所期
の目的を十分に達成されますように私
は希冀をお願いするものであり、切に
この国会の修正をお願いしてやまない
次第でございませう。

時間の関係もございませうので、簡単
に修正を求めざる要綱について申し述
べたいと存じます。

一は、赤字団体で財政の再建を申し
出ない団体に対しては自治庁長官が再
建を行うべきことを勧告することがで
きる規定は削除すべきである。第二条
第四項であります。

二は、財政再建に要する財源に充て
るため税の増徴を行うことは法律で定
めるべきではない。第二条第三項であ
ります。

三は、議事事務局の職員を知事部局
の職員をもつて兼務させるべきでない
というのであります。第十條第二項で
ございませう。

四は、財政再建計画の策定並びに実施
に関する議会の審議権を制限すべきで
ないと思ふのでありまして、これは第
十一條でございませう。

五は、赤字団体が提出するところの
財政再建計画に自治庁長官が条件をつ
け、またはこれに変更を加えるべきで
はないと信ずるのでありまして、第三

条第一項でございませう。

六は、財政再建のため発行するとこ
ろの財政再建債の利子を再建団体に負
担させるべきではないと考えるのであ
りまして、第十五條でございませう。

七は、財政再建団体に対する自治庁
長官の監督権の乱用的規定は設けるべ
きではないと信ずるものであります。
第二十條であります。

八は、財政再建団体の財政運営に自
治庁長官が容喙し、不当な監督権を行
使するといふ規定は緩和すべきである
と信ずるものであります。第二十一條
であります。

九は、三十年以降の赤字団体の起
債は抑制すべきではない、かように考
えるのであります。第二十三條でござ
いませう。

これらの点につきます詳細な反対修
正を求めますところの理由につきまし
ては、お手元に参考資料を配つてござ
いませうので、まことに失礼でござい
ますが、これをごらん願ひまして御参考
に供したいことをお願い申し上げる次
第でございませう。

以上簡単でございませうが、これを
もつて参考意見の供述を終る次第であ
ります。御清聴を感謝いたします。

○大矢委員 次に全国市長会代表大
阪府布市市長鈴木義伸君。

○鈴木参事 私は全国市長会を代表
いたしました。地方自治法の一部を改
正する法律案並びに地方財政再建促進
特別措置法案に対して市長会の御意見
を申し上げまして、御審議の御参考に
供したいと存じます。

まず第一に自治法の問題でございま
すが、地方制度の全面的改正はわれ
われは長い間要求しておつたのであり

ます。この問題については、現在地方
制度調査会においても、目下それぞれ
の部門に分れて御研究、御審議を願つ
ておりまして、その結論がまだ出てい
ないような段階であります。従つて、こ
の段階において地方自治法の一部改正
はやむを得ざる事項といふことに限つ
ておるのじやないかと思ふのでありま
す。従つて總括的にはこの自治法の改
正案については市長会といたしまして
は賛成の決定を見ておるのでありま
す。もっともこの問題についていろいろ
と議論もあることであり、また市長
会としても、今回の提案の各条項につ
いてはそれぞれ意見も持っておるので
あります。もともとわれわれ市長とい
たしましては、自治の興亡の分水嶺に
立たされておる現状において、日夜苦
難難を続けておるのでありまして、
自治振興発展の根本策は制度の全面的
な改革をなす以外に何ものも方法がな
い、かように切実に考えておるのであ
ります。従つて制度の徹底的な簡素合
理化をせすには、われわれの努力のみ
だけではとうていこの自治法の難局打
開の方法はあり得ない。以上の観点に
立て、市長会といたしましては、か
ねてから現行府県制度の検討というこ
とを大きく取り上げて参つておるので
あります。言いかえれば、二重自治と
いうこの複雑な制度からよつて起るい
ろいろな財政上の負担過重あるいは行
政事務量の複雑低能率化というような
問題が起つてくるのであります。これ
を根本的に検討して、どこまでも自治
団体としては市町村のみが基礎団体で
あり、中核団体であるという上に立つ
ていたかなければならぬ、こういう
ことを強く主張して参つたのでありま

るといふうなことの政府の干渉でありますが、こうした干渉はできるだけ取り除いてもらいたい。

根本的に申し上げますならば、大體自治法というものは、千差万別、千態万様の数多き自治体に共通する基本原則だけきめればいいのであります。ほんとうに自治の本旨に徹して、そして国の自治行政を行うというのであるならば、自治法は自治法に対する憲法でありまして、原則法だけきめて、そしてあとはでき得る限り地方自治の自主性を尊重して、条例等に委任する。これが最も正しいあり方でありまして、もともとこれについては、国の事務あるいは国の財政に於ける関係においては、国との関連性を持つから、国の勅告も必要でありまして、あるいは指導も必要でありまして、助長も必要でありまして、それ以外のもので、でき得る限り自治体の自主性を尊重して、そして自治法の条例に大幅に委任することが最も好ましい。この原則の上に立てて、われわれは自治法の御審議をお願いしたいと思ふのであります。

また市における法令違反の場合においても、本法の改正案によれば、府県知事にさらにこれが是正措置を持たせることは、まことにこつけない話であつて、政府からみれば府県知事におつかふせておけばごく簡単でありまして、われわれの方からいへば二重の監督を受ける。内閣総理大臣あるいは自治庁長官の監督も受け、さらに都道府県知事の監督も受ける、指揮も受けるというのであつて、ますます戦前における市町村制そのものの姿に返る。これは時代逆行であつて、こう

した問題はぜひ取り除いてもらいたい。現在の制度下における知事の地位は、われわれと同様に自治体の長である。ただ広域自治体の長なるがゆゑに、狭い自治体の長を監督するという理論は、法理論としても生まれてこない。私は思う。ただそれは総理大臣が委任するから、委任に基いてやるのだというところは言い得るかもしれないが、そういう委任はまづびらぐめんこうむる。われわれはどこの府県知事の地位は市町村長の地位と同等であると考えているのであります。だからそうした監督権はどこまでも拒否申し上げたい、こう考えるのであります。

それから大都市に対する事務の委任であります。これは私は賛成でありまして、どこまでも地方自治体の機構と能力に於ける仕事をさせて、言いかえれば力相応の仕事を行ふべく与えていって、そして地方自治の発展、地方住民の福祉の増進をはかていくというところが、最も好ましいと思ふ。従つてわれわれの方でも、この自治体に対する事務の再配分を強く要請いたしております。現在の改正法案によれば、五大市だけというように書いてあるようでありまして、むしろこの程度を引き下げて、人口も引き下げて、もっと普通の能力のある、相当の機構を持つてゐる都市に対しても、事務をより多く移譲してもらいたい。こういうように考へておられますので、この法案に対してはもう一歩前進してもらいたい、こう考へておきます。

以上が地方自治法の改正案に対する私たちの意見でありまして、要するに今申しました中には希望意見等もございしますが、その希望意見等も御採択下

され、原案修正あるいは追加の方を法をもつて、どうしても本国会において成立させていただかんとを、全国市長会を代表して、私からお願ひ申し上げるのであります。

次は地方財政再建促進特別措置法案の問題でございますが、この問題は市長会において強く要請いたして参つたのであります。地方財政の窮乏は、い、こうした問題についてはすでに当委員会の専門の皆様のことであります。百も二百も御承知のことと思ひますが、ほんとうに地方自治体は困つておられます。現在の推定赤字では約五百八十六億といわれておりますが、これくらい大きな赤字をかかえて、実は月給の遅払いあるいは夏季手当の遅払いというような問題に當面いたしております。まことに困り果てております。銀行はいわゆる一時借入金金形式による融資も容易に開いてくれないう状態でありまして、こうしたときに、どうしてもこの財政を再建していただくなければならぬ、この問題について、われわれはいろいろ案を示しまして政府当局あるいは国会関係の皆様方にお願ひして参つたのであります。要するに今回政府は法的な措置を講ずる段階に至つた、この点については私たちが感謝申し上げたい。ただその内容についてはわれわれは不満な面がたゞさんあるものであります。と申しますのは、この法案全体を通じて流れておる政府当局の考え方、赤字全部が地方自治体の責任によつて生れたごとくに考へられ、従つてその赤字の解消方法は自治体の自力によつてこれを解決すべきものであるという建前において法案を作られたような印象を受けるのであ

ります。私はもつてのはかだと思ふ。お手元へ参考に配つて参りました。が、私の布市は人口十七万五千、年間の財政が約十億でございます。ちょうど中都市の標準型でございます。その財政において今日赤字をどのくらい持つておるか申しますと、本年度は幸いにいろいろな節約を行い、あるいはやるべき事業をやらないで緊縮いたしました結果、昭和二十九年年度の単年度において一千二百二十万円の赤字を出し、累積赤字の解消に努めておりました。現在の繰り越し赤字は約三千万円でございます。これも一生懸命、やるべき仕事をやらないで単年度の赤字を出して解消しておるわけでありまして、ところが国家から委任されておる事務をいわけする機関委任、団体委任、この二つにわけましてどれくらい布市の財政から犠牲を払つておるかといふと、昭和二十八年年度の決算から見て三千四百万円の手元財源を、この委任事務のために持ち込んでおるのであります。これが政府において完全にその年その年の財政措置が講ぜられ、政府において完全に負担をされておるならば赤字は全然ありません。ないどころではございません。むしろ赤字になつて、それだけのものがより多く必要な仕事でできておつたはずであります。これができない。従つて、私の方の財政から見ましてそのような状態でありまして、大都市においてはより以上の高率の負担、いわゆる手元の持ち出し金があると思ふのであります。これに対して政府は当然責任を負うのが正しい。民法上からいへば求償権が発生するかもしれない。いわゆる政府は義務を履行していない。義務を履行

しておらなければ求償権を行使して損害賠償の請求権があるということになるかもしれない。まあそういうことは別といたしまして、結局政府は果すべき当然の責任である財政措置を講ぜず、また法律制度の上においても改正を行わず、あるいは施策においてもそのその施策をしておらないといふところに赤字の原因があるといふことは明らかである。従つてこの問題を解決していただくならば、当然われわれは赤字であります。だから財政再建促進特別措置法なんという、こんな大きな問題を出さなくても、あるいはこれだけ大きな赤字がなかったとしても黒字の財政の自治体もあるじゃないかと、その反対論もございしますが、それは黒字の財政の自治体はどうかというわけかと申します。なすべき仕事をなさずしてもつぱら委任事務、いわゆる機関委任事務、団体委任事務、それから地方財政計画の実情に沿わないことから来る犠牲の経費、こういうものにつぎ込んでおつて事業をなさないから赤字になる、少しでも必要欠くべからざる事業をやつてから勢ひ赤字になつてくる、こういうことになる。御承知の通り自治体の柴田さんから本が出されておられますが、自由事務、義務事務と経費の分担、いわゆる自由事務の経費は現在地方財政から見ると二六％、義務の経費といふものは七四％、これくらいになつておる。そして税財源から申しますと、全体の財政規模の約三八％から四〇％が税収入、四〇％も税収入をしておきながら自由事務はわずかに二六％ということでありまして、どこに一体自治体の自主性が財政的に与

えられてゐるか、まことに疑わざるを得ない。再建措置法の問題は根本的にこの問題等を基礎的に考へ願つて、国の責任に属するものは、はっきりと国の方において財政措置を講じてもらいたい。地方自治団体の責任に属すべきものについては、融資の措置としての本法を適用されてもけっこうであります。ただその問題についてどこまでもやはり自治体の自主性を尊重していただいて、よけいな干渉あるいは先ほどの話がありました、準禁治産者の取扱ひは一切削除していただきたい。これを条件といたしまして、私たちは財政再建措置法を今期国会において一日も早く通過していただき、われわれ自治体の財政の再建ができ得るやうに、国の責任の分は国で財政措置をやつていただくならば、二百億でもけっこうです。二百億で余る。それをやらなかったら二百億で足りません。い。こういうことになるのであります。何とぞ地方自治団体の実情を十分御覧察賜りまして、両法案とも適正なる御修正の上通過さしていただかんとを切にお願いいたしまして、参考公述を終りたいと存じます。

○大矢委員長 次に全国市議会議長会代表、神戸市議会議長伊藤利勝君。
○伊藤利勝 私はただいま御紹介をいただきました全国市議会議長会の会長をいたしております神戸の市会議長伊藤利勝でございます。委員の先生方は平素から地方自治のためにいろいろ御配慮いただきまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。皆さんありがとうございます。

ただいま問題になっております地方自治法の一部を改正する法律案及び地方

方財政再建促進特別措置法案のいずれも、われわれ一応公共団体の関係者にとりまして重要な関係の問題でございます。従つて全国市議会議長会といたしまして、これに關してすでに再三再四要望いたしておるのでございますが、今日親しく意見を開陳いたす機会を与えていただきましたことはまことに感謝にたえません。

第一に地方自治法について申し上げます。今回の財政事務の効率化、経費の節減を目的として企てられたやうに承わっております。このことは目下地方財政にとっては非常に大切なことでありまして、相当多数の市議会が特別委員会を設ける等、何とかして市費を有効に使いたいと調査研究をいたしておる実情でございます。しかしこのことが大切であるといはしても、市民が市民のために市民みずからが処理することという自治の基本原則を犠牲にすることがあつてはならないと存じておるのでございます。ことに市町村は地方的団体として住民と直結いたしておりまする關係上、市議会は常に市民の大きな関心のもとに市民代表として、市民と密接な關係を保ちつつ行動いたしております。この観点から地方議会制度を検討いたさねばならないと存じます。

まず定例会制度について申し上げます。地方団体は国の財政計画に大きく左右されるため、交付税、補助金あるいは起債事業の承認許可など、いろいろな制約を受けておりますので、当初予算は不確定を免れません。必ず教回補正予算として組みかえなければならぬ実情でございます。なおかつ、民意を代表して、執行機關を監視する

機会をしばしば持つ必要もあると考えます。この意味において、年四回の定例会を存置していただいても、決して不自然ではないと考えます。むしろ定例会制度が計画的に市政の運営を合理的にしようとするものではないかと存じます。

次に、常任委員会制度につきまして、今日地方行政がきわめて複雑になつております以上、これを専門化し、責任を明らかにする必要もありまゝす。これを特別委員会様式にいたしますと、そのとき、そのつどの問題に応じて委員会を設置することは、かえつて責任の所在の明確を欠き、議会運営の計画性を阻害し、混乱に陥るおそれがあると思ひますので、ぜひ常任委員会を存置するように、お取り計らいをお願いいたしたいのであります。さらにまた、常任委員会を横割りに法定し、不可分の予算を歳入、歳出の両委員会にわけるときは、かえつて收支の関連性を見失はせ、広い視野の上に立つて、総合的に財政を検討することができなくなるばかりでなく、行政の規模によつては、内部に分科会を設けねばならないことも考えられ、いたずらに複雑化することになりうかと思ひます。かように考えますとき、地方団体には規模の大小、事業の多寡、公営企業の有無など、千差万別でありますから、これを一律に法定することなく、自治の本旨に従つて、自主的に定められるやう、すなわち現行法通りにおいていただきたいと考えるのであります。

次に、長に対する不信任決議の問題であります。国会と違つて、議員も長も公選であります。これが過半数決

といたしますと、たとえば町村合併をした市町村など、いまだ政情が安定しておらないところなどは、かえつて紛争を来たすおそれがある点などを考えますとき、今しばらく現行法通りして、住民監視のもとに均衡抑制を保たせる方が、かえつて効果があると思ひます。

なお、地方自治法第七十六條第五項であります。市町村が助言、勧告を求めた場合及び法令に違反する場合とは別として、もともと府県と市町村とは互いに協力關係にある団体であり、一方地方制度調査会で府県の性格を根本的に明らかにしむべく検討しておる最中、府県を監督官庁化しようとするものであり、かつ本条が万一乱用されるやうな場合、市町村の自主性は著しく阻害されることになるので、本条についても大いに危惧の念を抱くものであります。

以上、市議會議長会として、特に御考慮をお願いいたしおるものを申し上げますのであります。しかし、市町村が基礎的団体であることを認識せられ、その規模に応じて事務を府県から委譲し、あるいは限られてはおりますけれども、協議により相互に事務を委譲することができると道が開かれましたことは、喜ばしいことでありまゝす。このことについては、地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、さらに根本的な解決をなし得るやう、御配慮をお願い申し上げます。

第二に地方財政再建促進特別措置法についてであります。本問題については、すでに数年来本委員会でも御研究になり、地方制度調査会で答申せられてゐるのであります。現実には現われたい法案は、融資条件が著しく過酷であ

るとともに、中央官庁の監督が強化され、これが適用を受けた地方団体は、全く自主性が失われるのであります。現在地方財政は、何としましても再建いたさねばならない立場に追い込まれております。しかし今日の地方団体の赤字は、その地方行、財、税制の運営がまずいための赤字ではなく、戦災の復興、あるいは自治警察、あるいは六三制等、国の施策に基くものが、その根本原因をなしているものであります。それにかかわらず、この法案は、地方の赤字に対する国の責任をたな上げられて、そのすべてが地方にあるかのごとき印象を受けるのであります。われわれは、かねてより地方税、財政制度の根本的改正を主張いたしております。国会で地方の税、財政制度を御検討願ひ、根本的に地方財政の問題を解決せられるやうに願ひしてやみません。とりあえずの措置といたしましては、できる限り過去の赤字をたな上げずにとともに、本法案のやうに地方団体をがんじがらめに縛りつけるのみに終始せず、その適用を受ける機関といえども、やはり住民の福祉増進のためには、施策等について相当緩和する等、地方の自主性を抹殺することのないやう御考慮願ひたいのであります。

多数にあるというのを御了承願いた
いのであります。これを見ても、一部
方面に現れた現象をとらえ、直ちに
法律そのものを改正しようとするとい
うのでなく、その運営によって所期の
目的が達するよう改善すべきであり、
なおかつためならぬ、そのときにこそ
法を改正すべきでないかと思うのであ
ります。

以上をもつて、はなはだ簡単でござ
います。私の公述を終わります。よろ
しく願ひいたします。(拍手)

○大矢委員長 次に全国町村会代表、
茨城県石下町長関井仁君。

○関井参考人 今回地方自治法の一部
改正法案並びに地方財政再建促進特
別措置法案に対する件につきまして、
衆議院地方行政委員会において私ども
に公述の機会をお与え下さいましたこ
とにつきまして、衷心から厚くお礼を
申し上げます。

最初に地方自治法の一部改正法案
について申し上げたいと思ひます。大
体その要旨についてはお手元への資料
を御配付をいたしておりますので、簡
単に申し上げたいと思ひます。国会で
現在御審議中である地方自治法の一部
改正法案、その改正の根本的問題は、
第一次地方制度調査会の答申が中心
になつてゐるようでございます。地
方制度調査会においては、市町村優先
の原則が強く各委員によって叫ばれて
おつたのでありますが、この点が幾分
生かされてゐるわけでございます。こ
とに府県の性格が事務配分の点で考慮
されまして、市町村優先の面が多少な
りとも考慮されてゐるということ、議
会機構の簡素合理化がはかられてい
る。また市町村長の行政運営の総合

化、これは年来の主張でありまする
が、それらの問題が多少なりとも考
えられてゐる、そういう線、これらは全
国町村会が従来要望してきた地方制度
改革の方向へ、わずかながらあります
が前進したものと私どもは認めておる
のであります。原則的に賛意を表し
ておる次第でございます。しかし、改
正案の内容につきましましては要望の点も
多々あるわけでございますが、先ほ
ど申し上げましたように、原則として
は今国会において成立することを私ど
もはきめて強く要望をしておるので
あります。ただこの際、私個人とい
はしまして深く考えさせられる点は、県
議会並びに市議会、町村議会、これは
全国の一番大きな団体の御主張につ
きましては、私どもよくわかつておる
のでございます。執行機関、議決機関
常に相提携いたしまして問題を処理し
ておるのであります。話の食い違いとい
うようなことは従来なかつたのであ
ります。またこの議会側の問題等
につきましまして、私ども深く敬意を表し
ておるのであります。いろいろ外面
から見ますと、そこに多少開隙がある
のではないかと、いふうな点もござい
ます。特に今度の大会等につきまし
て、私どもはその御趣意は十分わかっ
ておるのであります。この自治法の一
部改正といふ問題は小さな問題でござ
います。しかしこの問題に付随いたし
まして、全国のあらゆる団体が便乗し
まして、地方制度調査会等におき
まして、従来虚心坦懐に、日本の自治
行政はいかにあるべきかといふこと
で、鋭意三年間も研究いたしまして、
少しづつ現われてきたいい面というも

のを一挙にしてくつがえされるのでは
ないか、こういういろいろの団体が全
部今度は便乗しておるのであります。
そこで、議会側の御主張は私どももわ
かつておるのであります。これへ全
部の団体がみだり便乗いたしまして御
反対なさる、こういう傾向が強くなり
ますと、日本の今後の自治行政のあ
り方、日本の国の再建ということの大
きく考えまして、いいことでも悪いこ
とも、少しの問題でもそういうふう
になりましては、今後の改正というよ
うなことは非常に難問題ではないか、
特に私どもは教育委員会の廃止とい
うことを主張しておるのであります。が
あらゆる面で、これらの問題もすに
再燃を起してきておるのであります。そ
ういふ点非常に心配をしておるわけ
であります。特に問題の中心は、民主的
自治行政はいかにあるべきか、ここで
ございまして、教育委員会の問題もそ
こにあると思うのでございしますが、民
主主義行政の限界といふものがどこに
あるか、これが問題ではないかと思
ひます。また教育には教育基本法が
ございします。また議会執行機関、おの
づからそこに限界があるのでありま
す。その限界をあくまで主張するとい
ふことになりますると、これは町民大
会あるいはリコールあるいは不信任の
議決、そこまで行くのであります。大
体そういう点を要約いたしまして、
スムーズに自治行政を進行せしめる
ためには、ある一定の限度を自
なければならぬと私どもは考えてお
るのであります。今度の自治法の改正
にいたしまして、議会側の御主張、
執行機関側の御主張、それらをあわ
せましてこの点は幾らでも妥協がで

きるのではないかと考えられます。こ
の点に便乗いたしましていろいろの団
体が全部反対しておるのであります。
これでは自治法の改正あるいは行政
委員会の廃止というようないは行政
の望めないものであります。これがな
ければ日本の民主自治行政の運営が
できないかといふは、決してさうな
ことはないものであります。私どもは
不信任の議決あるいはリコールある
いは町民大会、市民大会、村民大会、
こういう批判の上に立つておるので
ございします。ですから、執行機関ある
いは議決機関を御信用なさいます。し
たな行政委員会というやうなものは
廃止すべきである、これはわれわれ
一致した意見でございます。その点を
区別して考えていただきたいと思
ひます。また私ども町村長
は、官僚の中央集権に同調するもので
はないかといふ御批判も受けて
いるのであります。私どもは、先ほ
ど申し上げましたやうな批判の上に
立つて、執行機関として仕事をし
るのであります。私どもが自治の総
合運営を主張いたしまして、これは
中央集権でもなければ官僚主義でもな
い、特にまじめなる町村民の信頼のも
とに自治行政を執行したい、しかも合
理化、節約をしたい、そういう一念で
ございします。

そこで要望を申し上げます。要望の
一点といたしましては、市町村長及び
議会議員が都道府県の議会の議員を兼
ねることができるようになりたい、こ
ういふ希望を持っております。理由とい
はしましては、現行法におきまして自
治体としての都道府県は、基礎的の地
方公共団体である市町村の総合組合的
性格を持つてゐる。これは私ども多年
の主張でございます。かかるがゆえ
に、その存在を私ども肯定をしてい
るのであります。都道府県と市町村が並
立するやうな形では伸ばっていくとい
うやうなことにございましては相当疑義が
あるものであります。そういう点で都
道府県の行政と市町村の行政とが遊離
するといふやうなことは、これは非
常なマイナスになるわけでござい
ます。そこで、都道府県の議決機関を構成する
議員と市町村の長及び議会議員が兼職
する道を開きまして、並立する自治団
体の行政面というものを円滑にした
い。これは逆の立場から言へば、県会
議員の皆さんが市町村の長を兼ねると
いう立場もあるわけでございします。そ
ういふ意味で都道府県、市町村、こ
れらの問題を解決したい。

次に、地方公共団体の長及び議会議
員が当該地方公共団体の地方税を滞納
したりするときは、その期間職務執行
を停止させることができるようにした
い、これが要望でございます。理由と
いたしましては、地方財政はまことに
緊迫いたしております。その健全化が
強調されておりますときに、地方公共
団体の行政運営の主体であります長及
び議決機関を構成する議員が当該地方
公共団体の地方税を滞納し、これを放
置するといふことを許す場合におきま
しては、納税率悪化の傾向を助長いた
しまして、非常な自治行政の阻害を来
すことになるわけでございします。こ
の間の職務の停止を一つ御決定いた
だきたい。私どもでは全国のことま
い調査を現在取つておるのであります。
その結果が現在まわつております
ので、それらの表を後日御配付したい

の点を要約いたしまして、市町村長及び
議会議員が都道府県の議会の議員を兼
ねることができるようになりたい、こ
ういふ希望を持っております。理由とい
はしましては、現行法におきまして自
治体としての都道府県は、基礎的の地
方公共団体である市町村の総合組合的
性格を持つてゐる。これは私ども多年
の主張でございます。かかるがゆえ
に、その存在を私ども肯定をしてい
るのであります。都道府県と市町村が並
立するやうな形では伸ばっていくとい
うやうなことにございましては相当疑義が
あるものであります。そういう点で都
道府県の行政と市町村の行政とが遊離
するといふやうなことは、これは非
常なマイナスになるわけでござい
ます。そこで、都道府県の議決機関を構成する
議員と市町村の長及び議会議員が兼職
する道を開きまして、並立する自治団
体の行政面というものを円滑にした
い。これは逆の立場から言へば、県会
議員の皆さんが市町村の長を兼ねると
いう立場もあるわけでございします。そ
ういふ意味で都道府県、市町村、こ
れらの問題を解決したい。

次に、地方公共団体の長及び議会議
員が当該地方公共団体の地方税を滞納
したりするときは、その期間職務執行
を停止させることができるようにした
い、これが要望でございます。理由と
いたしましては、地方財政はまことに
緊迫いたしております。その健全化が
強調されておりますときに、地方公共
団体の行政運営の主体であります長及
び議決機関を構成する議員が当該地方
公共団体の地方税を滞納し、これを放
置するといふことを許す場合におきま
しては、納税率悪化の傾向を助長いた
しまして、非常な自治行政の阻害を来
すことになるわけでございします。こ
の間の職務の停止を一つ御決定いた
だきたい。私どもでは全国のことま
い調査を現在取つておるのであります。
その結果が現在まわつております
ので、それらの表を後日御配付したい

次に、地方公共団体の長及び議会議
員が当該地方公共団体の地方税を滞納
したりするときは、その期間職務執行
を停止させることができるようにした
い、これが要望でございます。理由と
いたしましては、地方財政はまことに
緊迫いたしております。その健全化が
強調されておりますときに、地方公共
団体の行政運営の主体であります長及
び議決機関を構成する議員が当該地方
公共団体の地方税を滞納し、これを放
置するといふことを許す場合におきま
しては、納税率悪化の傾向を助長いた
しまして、非常な自治行政の阻害を来
すことになるわけでございします。こ
の間の職務の停止を一つ御決定いた
だきたい。私どもでは全国のことま
い調査を現在取つておるのであります。
その結果が現在まわつております
ので、それらの表を後日御配付したい

と思うのでありますが、全国の公務員の滞納状況あるいは議員の滞納状況あるいは執行機関の長の滞納状況というようなのをこまかく調査いたしておるのであります。それらも御参考に供したいと思っております。

次は地方公共団体の長に対する不信任議決の要件は現行法のままとしたい、かようにお願いいたします。これは前の御陳述にもありましたように、理由をいたしましては、改正法律案は、不信任議決の同意定数を過半数に引き下げておるのであります、かかるような状況になりますと、市町村におきまして議会の不信任議決をまことに容易ならしめる、また一方町村長の議会解散の発動を誘発いたします。常につばぜり合いのまことに危険な状況に置くことになりまして、摩擦抗争を増加せしめる、非常に不安定な状況に置くわけでございます。自治庁のねらいは、長の権限の強化だというようなことを言っておりますけれども、それは当たっていないと思うのであります。こういう改正はまことにまずい。何がゆえにこんなものを出したかと私はその信念をあやしむのであります。

次は第四でございます。教育委員会その他の行政委員会を廃止することとでございます。地方公共団体の行政を総合一元化しなければならぬというのが私どもの多年の主張でございます。行政運営の合理化、地方財政の健全化をはかりますためには、まずもって第一に教育委員会を廃止しなければならぬのであります。そこでまた問題があります、この自治法の一部改正の問題にかみまして、教育委員会がまた

別方面から問題になっておるのであります。そこで今までだいたい御認識をあらそばせました議員諸公が、また振り出しへ戻りまして、教育委員会というものはまことに重大なものである。これは教育基本法が日本にある限り憲法に次ぐものだ。これらの改正はなかなか容易ではない。お前たちの言うことをその簡単に聞けないというふうなことをもういう点は十分おわかりのほうであります。またさように、振り出しに戻ったという感を深くいたしておるのであります。そこで教育委員会であり、教育は中立でなければならぬ。いわゆるこの為政者にまかせては相ならぬという原則であります。しかし逆説から申し上げまして、従来にも知事、市町村長が教育を曲げた、あるいは新しい教育を特にその地帯で授けたというふうなことは、明治以来実際はないのであります。ただ明治憲法におきましては、教育勅語がありまして、そんなふうには決定いたしておりましたから、その線で知事、市町村長はやっておったのであります。そこで今後行政委員会としての教育委員会がなくなりまして、知事、市町村長が教育をゆがめるといふことは私はないと信じております。これには批判がありまして、リコールもあれば町民大会もありまして、また不信任の議決もあるわけでございます。そこで私もこれは十分尊重いたしまして、お互いの理解に基いたこの委員会を結成いたしまして、地方費を省きまして総合一元化いたしました教育行政を行ったならば、非常にスムーズに運ぶのではないかと

いうふうに考えられます。

次は第五の行政委員会の予算原案送付、及び収支命令の権限を削除する件でございます。理由をいたしましては、行政委員会は原則として廃止すべきでございますが、教育委員会のごとき地方公共団体の財政力を無視した見積書の作成、収支現況を顧みないところの配当予算の乱費等に対しましては、今次改正による規則は不徹底であり、す。按本格的にその予算原案送付及び収支命令の権限を削除することが最も適当ではないかというふうに考えられるのであります。先ほど市長さんからも申されましたように、特に財政の面におきまして、これらの行政委員会というものは実質的には何ら握っていないのであります。市町村の予算を無視した支出見積書の作成とかあるいは支出というものは摩擦の原因になるのであります。争いまして得るところは何もないのであります。町民の迷惑になるばかりであります。マイナス面しかないのであります。そういう点をよくお考え願いたいと思います。お互い対立させる、摩擦させる、これは民主主義の原則ではないと思うのであります。

次は六の、地方公共団体の事務の管理執行に対する内閣総理大臣または都道府県知事の調査、検査または監査は、各省庁の調査、検査または監査と重複を避けること、という理由をいたしましては、地方公共団体におきまして会計検査院その他各省庁の調査、検査または監査等が重複しているのではありません、その点にいとまもないほどでありまして、行政運営を著しく阻害をいたしております実情にかん

がみまして、これを統合調整すべきではないかというふうに考えております。

次は七でございます。地方公共団体の組合がこれを組織する地方公共団体の数を増減したり、もしくは共同処理する事務を変更したり、あるいは組合の規約を変更しようとするときは、加入、脱退しようとする市町村の場合を除き、組合の協議をもって足りるよう改正すること、これは一部事務組合を組織したような場合であります。現行法におきましては以上のような場合には各関係地方公共団体全部の議決が必要だということになっているのであります。一町村の加入あるいは脱退につきましても全部の加入町村の議会の議決を必要とするというふうな非常な不都合があります。そこで最近のごとき市町村の移動の増加はだいたいようなときにおきましては、その類にたえないのであります。その実益も実質的なものでありますので改正をお願いしたいのであります。地方自治法の一部を改正する法律案に対する点はこれで終らせていただきます。

次は地方財政再建促進特別措置法案につきましまして申し上げます。総合的の意見といたしまして、本法案の趣旨につきましては全国町村会といたしましては、地方団体より再三再四要望したところでございまして、趣旨としてまことにけっこうでございます。そこで賛成をいたしております。ただし基本となります再建整備の資金の確保につきましては赤字総額五百六十億円と想定されております際であり、当初から総額最低三百億という

ことは認められておったのに、今回の予定は二百億でございまして、退職資金を含んで実質的には二百三十億になっておりますが、しかもそのうちの百五十億円は公募資金にたよっているのではありません。ために総額の不足及びこれが確保につきまして不安がございするし、ここに重大な欠陥があるのではないかというふうに考えておるのであります。

次は三でございます。政府資金によりまする五十億、退職金充当分を含めまして八十億でございしますが、一般地方債計画に食い込んでおるのであります。一般の起債がそれだけ圧縮された形になっておりますことは、町村側といたしましては単独事業の起債等に非常に影響を受けているのであります。合併町村の起債需要などが暴増いたしております際、はなはだ不合理であります。また一般的に見まして、健全団体の犠牲で赤字団体の救済をはかるものでございます。そこで比較的赤字を最小限度にいくとて、今日まで努力してきました町村といたしましては、これは矛盾もはなはだしいというふうなことを考えております。で、本法を円滑に実施いたしますためには、十分な資金を一般地方債計画と別個に確保するように修正さるべきものと存ぜられるのであります。

なお別個の問題でありますが、本年度の地方財政計画がきわめて不合理、非現実的要素で組み立てられており、今後の赤字発生を防止し得ない形となっておりますのであります。こういうことは本法案を実質的に有名無実化する重大な要因となっておりますのでありまして、相関連いたしまして慎重な御討

議をお願いする次第でございます。

これら諸点の修正を前提といたしまして、私どもの本法案の内容に関する修正意見は、また別途意見書におきまして明示した通りであります。特に重要な点は教育委員会等各種行政委員会の権限の基礎、その事務部局の簡素化の徹底でございます。この問題は本法案を離れても、地方制度改革上当面の問題でございます。また行政費削減の一眼目でもありますので、少くとも赤字団体についてこれらの法的保障がない限り、とうてい真剣な財政再建は期せられないと存する次第でございます。この点は政府内にも御意見があつて、今回の内容のごときもなつたと聞き及んでおるのであります。少くとも指定団体及び準適用団体は、確実にこれらを実現せしめることが基本前提であると私どもは信じております。指定の団体が何ら規制を受けられないことは、これは事実上あり得ないのであります。それは当然他の、鋭意努力をいたしましてつじつまを合して、しかも内容的には赤字を含んでおるといふ団体がたくさんあるものでありますからして、指定の団体は当然自給自足すべきではないかと私どもは信念を強くしておるのであります。

第二点は、本法の実施が自治の本旨をそこなう結果となるおそれがないかという点でございます。もちろん財政再建に藉口いたしまして、不必要な統制あるいは監督を加えるということとは、厳に戒めるべき点でございます。でき得る限り地方団体の自主的努力にまかせるということが根本でなければならぬと思つております。しかしな

がら種々の特例を受ける指定団体が、一般の非指定団体と同一の立場であることは、先ほど申し上げましたように、事実上困難であり、ある程度の調整監督は不可避であると考えております。この点、今後政令等におきまして具体的実施を定める場合に、特に慎重な考慮を要するものでございます。特に町村が、政府のみならず府県を通じて多くの干渉あるいは統制を受けるということは、自治のあり方からいたしましても逆行となるのでありますから、府県知事に対する委任は最小の限度とするように御要望を申し上げます。

また今日まで町村は表面上赤字を生ぜしめるというのを非常におそれておりました。財政運営の基本目標として赤字を出さないということを念願としてやつてきておるのであります。これは団体が小さいために、普通に仕事をすれば赤字が出るのであります。ところが赤字を出す、非常に誤解をさされて、不信任の議決とか、あるいは町民大会ということになりますので、内容の赤字を包んでおるのでありますから、あからさまにこれらの内容を出すということになれば、赤字団体がふえるわけでありまして、そこでこの方向は、本法案の成否にかかわらず、変わることはないものであります。赤字を隠しておきます。赤字をなるべく出さないように、自給自足しておるのではありません。ですから最近の国家財政のしわ寄せで、これらが急速にまた破綻をしておるのであります。かかる結果を生じた赤字は、国といたしましても十分の責任を持って措置すべきであり、また地方団体自体が再建を容

易とするよう、機構、制度の刷新、簡素化を期せられたいというのが、本意見の特性であります。

そこで法令に基かざる負担金補助金の問題にちよつと触れたいと思つております。前西田自治庁長官がこの点非常に共鳴されまして、全国にふれを出されたわけでございますが、これが何ら守られていないのであります。政府の出先機関あるいは県の出先機関等におきましては、あらゆる手をもちまして市町村に負担金、補助金を押しつけております。特に一番大きく目立っておりますのは、学校であり、また国の出先機関の建物の改造あるいは移転等でございます。実に膨大な負担金、補助金が出ておるのであります。これを拒否しようとする各県の町村会におきましては懸命でございます。最近あらゆる総合的の手を使ひまして、これらを切りくずしておるのであります。とても対抗ができません。うな現況でありますので、特に何らかの立法的措置でこれを禁じない限り、市町村の財政は極度に悪化をします。これは市町村が非常に困窮を思ふのであります。国会の皆様方はお考えと思ふのであります。実はさうでないのではありません。ここであからさまに申し上げることはばかくなりますけれども、これを出さぬということになります。と、国でできぬといふいろいろの仕事といふものが行われぬ、中途で行き詰まってしまうというのであります。鉄管のじゃ口のような形をとつておるが市町村でございます。いかにりっぱなタンクがあり、いかにりっぱな技師がおりまして、じゃ口でじゃまを

されますと、それらの法律あるいは決定事項というものが施行されないのと同様に、警察におきましては、保健行政におきましては、あるいは社会福祉事業におきましては、教育問題におきましては、末端に支障を来たすのであります。これらの問題が除去されましように、中央で一つ何らか御考察をお願いしたいと思つております。

なおこの際付言したいことは、地方財政における人件費の暴増でございます。これが財政運営を困難とする要因でございます。そこで今日の社会状況にあるのでございます。従つて客観的基準をもつて人事を刷新せんとす、定年制でございます。この定年制のごときものは、行政の効率化の見地よりはむしろ、経費削減の見地より望ましいと思はれるにもかかわらず、政府がきつめて消極的態度にあるというところは、まことに遺憾でございます。国会において何分の積極的御検討をお願いしたいと思つて、これは官更あるいは地方公務員だけが定年制がない、しかも一般民間会社、団体等におきましては定年制があるのであります。特にこの点で民主主義にとるとか何とか、そういう方程式の非常に愚かな議論に誘はれる必要はないと思つております。これができないといふことは非常にガンでございます。どうしてこの定年制だけは実施をしたと思つておられます。市町村の議会におきましては、各党の人が超党派的にこれを主張しておるのであります。一方的にこれに反対なされるということとは破綻じゃないかと思つております。

す。ほんとうに市町村の困った財政というのを考えらるならば、ぜひこれは定年法を、きめるべきであり、またあるいは条例できめてもいいということくらいは何ら差しつかえないといふふうな考えられるのであります。ぜひ御決定をお願いしたいと思つております。

またもう一つは、最近話題になつております補助金等にかかる予算執行の適正に関する法律というものが出来まして、補助金の不正支払いあるいは不正使用というものの対して、単独法で体罰をもつて臨むというのであります。その理由は私どもはよくわかつております。全国の各市町村におきまして、災害復旧の問題あるいは土地改良あるいは道路の問題等につきまして、不正支出がないとは申しません。しかしながら、現行法におきましてはこれは十分に取締りがつくわけではございません。またそれらの問題がたとえばどうして起つたかというのを突き詰めて考えますと、非常にこれは内容的には問題があるのであります。単独にこの補助金等に関係いたしまして体罰をもつて臨むというところは、現在の民主的の地方行政の面から見ましてプラスにはならず、マイナスになるのではないかと。特に国会の皆様方におかれまして、この市町村というものが一体的の行動をとらして仕事をやっておるのであります。一番その補助事業でわかっているのは担当の省でございます。担当の県でございます。そこでお互いにじっくりこの問題をいかにすべきかというのを考えましてやつていったならば、特にこの体罰をもつて臨むという単独法の必要はさらさらないので

ないか、これは民主政治の誤まりではないかと思ひますので、これらの撤回を特にお願ひを申し上げたいと思ひます。

簡単にございしますが陳述を終らせていただきます。

○大矢委員長 それでは次に全国町村議会議長会代表、埼玉県前原町議会議長岡田徳輔君。

○岡田参考人 私は全国町村議会議長会を代表いたしまして、まず地方自治法の一部を改正する法律案に関し意見を申し述べます。

この法律案は、政府の提案理由でも、条文に現われた表現がどうでありましようとも、各種の点から判断いたしましたら、地方自治制度の根本に触れるきわめて重大な改正であると思ひます。地方自治の根本的な問題につきましまして、まだ地方制度調査会の結論が完結していないのでございす。実は地方議会の組織、権限等の問題は、根本的な改革の一環として取り上げらるべきものと思ひのでございす。それにもかかわらず、改正案の内容容によりましますと、地方自治を弱め中央集権を強化したり議会の組織、権限を強化させ、執行権を強化しようとしておりまして、その態度は、あたかも地方自治をこの方向に推し進めておるごとくに見えるのであります。私もといたしましては多大の疑問を持たざるを得ないのでございす。今日町村合併を強力に推進いたしておるのでございすが、これは町村にとつては実に大きな改革といふべきでありまして、その完了した後に於いては、その規模や能力も相当大きな変化が行われるのでありましようし、また地方

団体の組織運営の簡素化、合理化も、必然的に自主的に実施されることになると思ひのでございす。ゆゑにその完成を待つて改革を考へても決しておそくはないのではないかと存するのでございす。しかるにそれを待たないで、組織や権限に重大な影響を与えるような改革をやるということは、いささか早計に失するものと思ひるのでございす。政府にとり自治は、地方自治を確立するという深い熱意と、地方自治を育成強化するという寛容と忍耐の態度で臨んでいただきたいと思ひのでございす。法案の内容によりましますと、議院関係の改正事項といたしまして、一、定例会を通常会に改めること、二、町村の常任委員会をこれを廃止すること、三、議事事務局の職員を地方公共団体の職員が兼ね得ること、四、長に対する不信任決議は半数で行い得ること等がおもな点であります。が、いずれも議会の力が弱められ、執行権が強化されることになるのでございす。しかもこれらの改正は、行政の簡素化、合理化の立場から行われるものとされております。行政の簡素化については私もとて異議のないところでございまして、他の団体もおそらくそうであろうと存じますが、町村といたしましては、簡素化の問題や常任委員会の運営を改善することにつきましましては、自主的な努力を続けておるのでございす。たとえば議員の定数を条例によつて減らしておるところも相当多数あるのでございす。今後ともまたそうしようとする傾向が顕著になつて参つておるのでございす。ことに町村合併の機会に減少することにきめたところも多いのでございす。

また町村によりまして常任委員会の行き過ぎを防ぐために、全員を一年ごとに入れかえるという方法をとつておるところもございす。各地方団体は、その議會在住民の意思に従つて、自主的にその地方々々の特殊の事情に応じ、その組織や運営の方法を簡素化、合理化することが、地方自治法の立法趣旨であり、住民政府の特色であると思ひるのでございすが、それが今うまく行われておらないからといって、短兵急に法律によつて一方的改正を行うことは、地方自治の趣旨に反することであり、民主政治を否定するものと思ひるのであります。およそ地方自治の育成には相当の年限を要するということとは、古今東西の歴史から考えましても、今しばらくの時日をかす必要があると思ひのでございす。

それから定例会を年一回の通常会に改めることも、地方議会の実情を無視しておるものであります。今日地方団体が相次いで予算の追加更正をやつておるのは、地方財政が国の財政と密接な関係にあります上に、国の予算の成立が常におくれがちであるため、地方団体の予算が不確定な要素によつて占められて、そのために予算の追加更正を余儀なくせられておるといふ事実を、政府自身がまず認識すべきであると思ひます。提案理由によりましますと、国会と同じように年一回の通常会だけであつて臨時会が何回でも開けるわけではないかといふことでございす。が、国会の通常会が百五十日であるのに、町村の場合は五日ないし十五日くらいとしておりますので、これではどんな町村議会であつても現在では無理と考へるのでございす。それに、臨時

時は自由に請求ができると申します。が、地方議会の実情から申しますと、臨時会はよほど重大案件がある場合であるとか、あるいは何か紛争等のある場合等でないければ、議会側から要求して開くということはないのが通例になつておるのでございす。定例会制度の欠陥として、議題もないのに定例会を開くといふようなばかげたことは、實際問題としては考へられないこととでございす。

次に私も全国町村議会として特に由々しい問題としておりますことは、常任委員会を廃止するといふ点でございすが、常任委員会を人口段階によつてその存廃をきめるといふことには私もとしましては承服いたしたくないところでございす。地方では国の場合と違つて長と議會在別々の選挙で選出せられております以上、議會在常任委員会を持つといふことは当然と考へるのでございす。どんな町村でも最少限度の標準行政が行われておる現行地方制度のもとでは、絶対に必要であるといひ得るのでございす。また現実の問題といたしまして、町村議会の常任委員会が執行機関と互に協調して町村行政を円滑に運営しておる場合の方が多いので、私どもの調査いたしました範囲内におきましては、いずれの町村も常任委員会の必要を認めておるのでございす。常任委員会を横割るか縦割るかといふ問題につきましましては、現在の自治行政がますます複雑、専門化して参ります現状から見まして、調査の対象を深く掘り下げる縦割りでなければ、委員会の目的を達することができないと考へるのでございす。常任委員会廃止の理由の一つとして、執行部面に立ち入り過ぎ、ために責任の所在がはっきりしないといふことがあげられておりますが、きわめてまれにそのような弊害があるといひましても、何もこれは町村議会だけの問題ではないのでありまして、これをもつて町村議会だけに常任委員会を廃止すべき理由とはならないと思ひのでございす。その他常任委員会についてはいろいろ問題があるといひれておりますが、いずれも運用上の問題でありまして、これを直ちに制度が悪いと断定して、法律でこれを改廃するといふことはまことに考へるものであると思ひのでございす。

第三点といたしまして、議事事務局の職員を地方公共団体の職員が兼ね得るといふ点も、議会独自の事務局を持つてなといふことは、議會在町村長の任命した職員を借用するといふ形になることとありまして、これは議院内に町村長が介入しやすくなり、反面議会の機能が弱められるといふ意味で、私もといたしましては賛成しがたいところでございす。全国町村議会議長会といたしましては、議会機能の充実、強化をするためには、議會在専任書記を置くことを強く推進して参つております。最近ようやくその成績が上りつつあるところでございす。われわれはその促進のために町村にも議事事務局を置くことができるように地方自治法の第百三十八条の改正方をしばしば要請しておるところでありますので、兼職ができるという本改正案には絶対に反対でございす。私もといひましましては、性急な行政事務の簡素化よりも、機能の強化によつて議会の本分を十分に發揮することに重きを置

きたいと考るものでございます。

以上は大體今度の地方自治法の改正が議会の力を弱め、執行権の強化をはかつておる点について概略の意見を申し上げたのでありますが、本法案の他の方面を見ますと、国の監督権をはな

はだしく強化するというような事項が含まれております。国の監督権が強化されることは、やがて官僚的中央集権が復活するおそれが多分にあると思うのでございます。かかる意味におきまして、私も本法案の成立をぜひ皆様方のお力で阻止していただきたいと考る次第であります。

次に地方財政再建促進特別措置法案につきましましては、再建整備のために負担する政府の財政支出が、私どもの期待に反しましてあまりに少過ぎるのでございます。それに引きかえて、たと

い整理期間中であるとしても、地方団体に対する国の監督権があまりにも強過ぎるのでございます。特に長の提出する財政再建についての関係議案の審議につきましまして、その審議期間を限定し、あるいは長に解散権を与える等議

会の審議権を大幅に制限しております。これでは全く再建整備のために議会というものを長の諮問機関化するようなものである。前述の地方自治法改正の内容と軌を一にして議会の力を弱める結果となるものと考えます。地方

財政再建整備につきましましては、住民の負担に重大な関係がありますので、議会の立場が十分尊重されなければならぬので、赤字の原因を議院に転嫁するばかりか、議会をして執行部に従属させ、しからざれば解散するぞという

ような議会監視の思想は、民主政治の前途にはなほだしい不安を抱かしめる

ものでありまして、私どもといたしましては全然承服できないのでござい

ます。以上の理由によりまして法案の第十一條はこれを削除することを要望いたす次第でござい

ます。次に地方団体の執行機関の職員をして議会職員を兼ねさせることができるという規定も、地方自治法の改正について申し上げた場合と同じ理由でこれを削除することを要望いたします。その他の点につきましましては、議長会、議

会関係の三団体共同で要望しており、また本日も申し述べられております次第で、私はここには省略して、これをもつて私の参考人としての意見を簡単に申し上げた次第であります。

○大矢委員長 以上をもつて参考人の意見発表は終了しました。質疑がございましたら伺います。

○北山委員 時間がございせんから一括して二、三の点をお伺いします。いろいろの御意見を承わりました。その大部分については私どもも同感であるのでござい

ますが、今度の地方財政再建促進法並びに地方自治法の改正、これをかりに実行するといふような場合に、一番関連して問題になるのは、やはり町村会長が

お話しになったように、本年度の地方財政の計画が果して適切であるか、本年の三十年度の地方財政の財源不足というものが、これと密接な関連を持

つてやるか、それからことしの財源不足というものが、大體昨年の決算見込み等を基礎にすればやはり六百億くらい財政計画と食い違ひがあるわけ

なんです。そうすると赤字の三百八十六億と本年の不足分六百億と合せて九百億と本年の不足分六百億と合せて九

百億、約一千億というものが財源の措置をされない。ところが今度の再建促進法が適用になれば、二百億の金を貸すかわりに、その条件として、各地

方団体は財源計画の中に大體その九百億という食い違ひを埋め合せる計画を提出しなければ金を貸してくれないといふことになるわけ

です。従つて私どもはこの点が一番重要であると考えておるわけでありまして、先ほどの町村会長の御意見はもつともだと思つて

ますが、この点について知事会あるいは市長会の代表の方々からも御意見を承わりたいのです。ことしの財政計画にお

いて何らかの交付税その他の財源措置をしないでおいて、その再建促進法だけを実行した場合に、地方財政が一体やれるかどうか。それらの点についてお伺いしたいのです。

それから小さい問題かもしれませんが、先ほど町村会長のお話の中に、例の義務外の負担金、寄付金の問題について自治庁から取締りの通牒が出たけれども、これに対して当局の方から切

りくずしの手が用いられて、なかなかうまくいかないというお話があったと思うのです。その切りくずしというものが具体的にいへば一体どういう方法が用いられておるのか、お話を願いたい

のです。それから次に地教委の問題もお話がございましたが、これにつきましましては昭和二十七年に地方教育委員会が設置

された当時町村会は賛成されはな

りませんでした。ただしその条件としては地教委を設置するに

ついての財源措置が十分に行われるならばというこ

とで賛成をなさつたはずであります。従つて町村会としては現在も

そういう考え方でおるかどうかが、財源措置がされるならばあえて地教委に反対ではないと

されるのかどうか。あるいはそれとは切り離してやはり地教委は廃止して

もらいたいという意見であるか、これをお伺いしたいと思つて

います。それからもう一つは知事会でございますが、警察法の改正の結果として、

国家財政においては約百億圓という負担が軽くなったわけ

です。国の警察費は百二億圓でありましたか軽減され

た。そのしわ寄せが地方財政に及んでおるわけ

です。これは府県ばかりでなくて、間接には市町村の財政をも圧迫して

いるはずで

す。そこで実は昨年警察法の改正の審議の際に、われわれはこ

ういう意味から反対をしたのでござ

います。が、遺憾ながら知事会

は賛成をなさつた。その結果

結局困つたのは府県財政ではな

か、こ

ういうふう

に考

へるの

です。従つてこの機会に、この警察法の改正

に知事会

は賛成をなさつてよかつたと思つておるか

どうか、これが地方財政にとつて一番問題になつておる。地

方財政に非常な重圧を加え、赤字のま

た新しい原因を加えたわけ

でござい

ますが、やはりそういう赤字の原因となつても知事会

は賛成をなさつたことが

いいと思つていら

うし

るか

どうか

か

か

か

て不明瞭になっておりますという、この再建整備も現実の問題として決して円滑には進行しない、さような気持ちをもって大いに心配をいたしておりますところでございます。

なお三十年度の財政計画につきましても、いづれの面から見ましても約五百億程度の赤字が出るというふうな私どもは推計をいたしておるわけでございます。そこでこれにつきましても今期国会におきましてぜひ一つ議員立法を御提出願って、地方交付税の三〇%引き上げを成立せしめていただきたい。これを知事会といたしましては強く要請を申し上げておるところでございます。

最後に警察法改正の問題でございますが、警察法自体の本筋から言いますと、やはりこれは広域行政をもつて行うことが適当であるという考え方から、府県警察の問題を知事会といたしましては賛意を表したのでございませう。それにつきましては、やはり府県の必要といたしますところの財源につきましては適正に措置されることを要請いたして参ったのでありますが、遺憾ながら三十年度地方財政計画におきましては、この問題につきましてもなお未解決になっております。これはまことに遺憾しくございませう。財政の面で現在不十分になっておるから、警察法の改正に賛意を表したことは誤まりではないかというふうな御質問のようでありますが、事務の問題と財源の問題は私どもは別に考えておるのでございませう。警察の本来の事務から申しまして、やはり府県単位の自治体警察が望ましい。これあります以上は、やはり政府としてこれを執行

するに足る財源措置を当然なされなければならぬのでありますが、それが三十年度にはまだ不十分になっておりまして、この問題を含めて地方交付税の引き上げを強く要請いたしておる次第でございます。

○関井参考人 北山先生の御質問にお答えいたします。教委の問題でございますが、全国町村会には財源措置ができてゐるならばという意味で一時教委の設置に賛成したことがあるのではないかと、この御質問でございますが、全国町村会といたしましては教育委員会の問題につきましても賛成したことはただ一回もないのでございませう。二十七年夏の国会の抜き打ち解散で教育委員会が当時一年延期が計画されておりました。文部省等も非常な反対をしておりましたのでありますが、それが有効になりまして設置されたのでございませう。当時自由党からいろいろの話をわれわれにあつたわけでございます。日教組の問題もありましてその他いろいろの問題を含めて同調せよということであつたわけでございますが、全国町村会といたしましては義務教育は市町村が管理すべきであるという観念は持つておつたのであります。しかし独立機関である委員会にまかせるということにつきましては終始反対をいたしておつたのであります。ただ当時大連文相は市町村が財政的に非常に困つてゐるのだから、教育長の俸給を予算に組む、そういうことで財政措置をわれわれがめんどうを見るならば賛成してもいいのではないかとというふうなことを、何回か繰り返されたのであります。その点につきましては終始反対を

しておつたのでありまして、私どもの主張は自治の総合運営という点でございます。この点につきまして教育委員会というふうなものにつぎまして、先ほど申しましたようにいろいろの点で問題があるのでありまして、諮問機関の委員を設置したい、この点につきましてはあらゆる面でわれわれは協力をするといい点でございます。諮問機関の委員会に切りかえをしていただくなら、これは市町村長の絶対的総合的な意思でございまして、もしできないならば今後にはほかの団体のようないろいろな運動も考えなければならぬ。ハ・ン・ストまではいかぬけれどもわれわれ市町村長としてできるだけのことは、全員国会へお参りをしても、この問題だけはなし遂げようというかたい決意を持って参ります。

それから負担金補助金に対する切りくずし、この事実を申せという御質問でございます。切りくずしという言葉を使ったことにつぎましては、あるいは私の失言かもしれません。しかし実際の面におきまして避け得ない補助金というものがおおいにございませう。金という点を申し上げたいと思ひます。たとえば県の管理であります高等学校の講堂あるいは雨天体操場あるいはその他の特例教室というものが盛んに計画されております。そこでわれわれは県に予算のない場合は許可をしてもいたくない、そういう指示を流していただきたい。そういうことを知事の方へも申し上げ、また文部省へも申し上げておるのであります。ところがいいよの問題となると、予算がないが、学校長あるいはPTAが陳情いたしますと、地元の寄付があれば許可

をするというので、五百万円の増築をする場合に、半分は県で持ち、半分は地元ということに相なるのであります。事実上予算のないものが進められるのであります。これは保健所にいたしましてもあるいは登記所にいたしましても、あるいは警察関係の建物にいたしましても、予算のないものが始められるのであります。始められた結果どうなるかといひますと、地元の市町村長は遂にこの運動に入らざるを得ないということになりまして、各町村へ呼びかけをするというので、自分の経費を省いてまでそういう面におつき合いをする。それが一向に衰えない、しかもますます強くなつておるのであります。たとえば警察の関係を申し上げますと、警察の末端というものは全部市町村でいろいろの問題を処理しております。駐在所というものは全部市町村で持つております。屋根のふきかえもあるいはガラスも自転車もオートバイも全部市町村で持つております。あるいは警察署の官舎でございますが、官舎も全部建てております。それを県警察に移管しようといひましたとしても、向うは修理費も保管費もないのであります。そこで向うへ寄付を申し入れました。ですから修理費も保管費もすべて寄附の受付をしないのであります。ですから市町村が持つ、かようなわけでございませう。自転車もオートバイも自動車もさうでございませう。あるいは登記所にいたしましても、国の予算といたしましてはお茶を買い予算も電話料の予算もつけてないのであります。あるいは農業改良普及技術員がおりますけれども、これは月給だけを組んでおりまして、活動費は一切ないのであります。

す。これにつきまして大体一郡百万円から百五十万円の負担金をしておるのであります。そういう面でも負担金、補助金の問題が今後大きく拡大しつつある傾向がありまして、国の予算源が大きくしわ寄せをしておる。しかも市町村の微力な力ではなかなかこれが解決をなし得ないという非常な苦境に参りますので、この点申し上げたいのであります。

○北山委員 たくさんお伺ひしたいことがありますが、もう一点だけ伺ひます。先ほど警察法の問題、地教委の問題をお伺ひしたのは、そういうふうな制度の改正が、結局国の方から見れば、国の方の経費は節約をしてそのしわ寄せを地方に持つていこう、こういうところに相当目標があると思ひます。そういう制度の改正が次々といふれつつあるものでありますが、今度の自治法の改正にしても、あるいは財政再建促進法にしても、やはり地方財政を安上りにしつつかも国家財政のしわ寄せを持つていこう、地方の責任において解決しようといふところに法案全体の目標があるのでございませう。早く通してもらいたい、しかしこれれしかじかのところは反対であるといふようなことでは、警察法の改正やあるいは地教委の設置ということと同じ結果になりはしないかということ、実は老練心ながら心配しておるわけでありませう。従つて先ほどお話のありましたように、本年の財政計画との関連、特に交付税率の引き上げ、あるいはその他の地方団体に対する財源措置といふものは、この再建促進法並びに自治法とは密接不可分の関連があると

できるというような結論になっております。町村会の代表の方は、大体三百億程度の起債を認めてもらいたいという御意見ですが、六百億近い赤字を三百年前後の起債で果して解消できるかどうかという問題が、われわれがこの法案を修正するような立場に立ち至つたときには、重大な問題だと思ふので、この点明らかにしていただきたい。

もう一つ、町村会の代表の方が申されましたが、年々人件費が相当増加し

て困るという御意見がありましたので、この再建案の中で六十億のわれわれが言っておる首切り起債というものが認められております。これは退職金が六十万といたしましても約一万人の首切りが発生するという事態がこの中に含まれておると思いますが、そういう意味で現在の地方団体として長い間赤字解消のためにも、相当機構改革等を行なって地方公務員の整理も行なつたとわれわれは聞いておりますが、今後こういう地方団体の職員の一万近い首切りというものを行なつて、果して地方の行政が円滑に行くかどうかという問題、この点に対して一応御説明を願いたいと思います。

○友末参考人 再建債に要しまする額でございまするが、これが三百四十二億でよろしいか、あるいはもっと多く必要なのか、今のところ実はそのはっきりした計数を推計いたしますることは相当困難でございます。二十九年年度の赤字を入れますればくとも三百億は下らぬというのが常識じゃないかというふうに思うのであります。各府県にありましますところの赤字が即再建債にはならなくてもよろう。県によりましてはやはり再建債をもつてしなくてもこの赤字解消が一、二年の間にできるといふものの中にはあるんじゃないか。たとえば先ほど問題になりました直轄工事の分担金の問題も交付公債でやるというようなことになって参りますと、多少少くなつて参ると思ひます。しかしながら二百億円で足らぬということは相当明瞭なのでございまするし、足らない部分は今年度中に必ず政府資金で補填していくんだという政府の言明か何か、しっかりした保証が

なければ、この再建整備をやっていくということは非常に危険じゃないか、と申しますのは、二百億円しかない範圍でやるんだというふうに、ぼんぼん切って落されますと、これは二百億円内の再建整備であって、再建整備のためのほんとうの再建促進じゃない、さようになる危険性は従来の政府のやり口からいうとあり得ることでございますから、そこを私どもは非常に心配いたしておるわけでござい

す。

○関井参考人 人件費の件で六十億一万人の行政整理が繰り込まれておる、これを実行できるかどうか、かような御質問でございしますが、これはここで私が実行できるかどうかということにつきましてはお答えはできないと思います。しかし合併町村、市を含めましてそういう線が進んでおるわけでございます。当然その程度の人員の整理というものが行われるものと思っております。

それから定年法は私どもは筋目を通す意味で主張しておるのであります。これがないということになりますると、とにかく現在の制度では老朽者が一番高給をはんでおるわけであります。そうして中堅の仕事をする職員が一番薄給であるというので、われわれ市町村の職員の内部におきまして絶えず摩擦、抗争があるのであります、私どもは永年勤続を常に表彰いたしておるのであります、これがりっぱな職員ということになっておりますが、永年勤続者の中には事務能力が劣り、ただ役場へ出勤をしておるといような非能率の方が非常に多いのであります、定年法があれば有終の美を

おさめまして、そこで解決がつくのではないかと、そこを考えておりました。特に私どもの関係ではないのであります。特におおきい問題は、御夫婦でしかありません。三万以上の高給をはんでいる、そういう方がたくさんあるのであります。それが、断じて勧告に应じないのであります。そういうことを団体で指導しておりますが、これはやはり自分の子供供さんが今度は就職するわけでございまして、から親の争いでございまして、です。それからやはり勤め上げた方は市町村の職員にいたしましたし、教職員にいたしましたし、退職いたしましたし、自分の子供に職を与えるところへ進んでいただきたというところであります。それからこの再建整備の特別措置法でございますが、難点はあるが看板には賛成だ、お前たちは内容に反対な人だから、これはやってもむだではないか、通さなくても、審議未了でもよいではないかというような空気もあるものであります。これはあればなきにまされりということをおもはしております。たとい三百億でもここで通していただく、これを一つ皆様の御同情で決定していただくことになさるれば、あとでまた追加ということもできるわけでございまして、ぜひ一つ皆様の満場一致の御賛成によりまして、この特別措置法案を通していただきた。たとい全面的の赤字解消は当然とれないと思いますが、三百億もあるいは二百億でもこれはなきにまされりでございます。どうぞ通していただきた。

それから門司先生の地方財政の問題でありますが、合併町村は今後非常に財政問題で難航に逢着をいたすわけでございます。まして、私は門司先生の御意見に双手をあげて賛成いたしますが、その立場に至りますには数年あるいは十年くらいかかるのではないかと思っています。調整財源が今後大いに必要になってくると思います。自主財源を与えてくださると同時に、やはり一面調整面を考えていただかなければ合併町村の育成——しかも促進法というものが、今後この法律を切りかえまして、たとえば新町村の育成強化法というような新たな立法をしていただいで、新町村を応援していただかなければ、せっかく合併新市町村ができましても内容的に破綻をする、しかも分裂の危機に見舞われておるということになります。これは国全体の今後の問題にも影響があるのではないかと考えられますので、ぜひとも今後のごめんどをお願いを申し上げます。

○中井委員　それでは、二点だけお尋ねをいたします。今関井さんからも御返事がありました。先ほどからの御陳述を伺っておりますと、大体知事さん、市長さん、町村長さんというふうな首長側の方が地方財政再建整備特別措置法案あるいはまた地方自治法の一部改正には御賛成のように伺いました。しかし皆さんの御意見にはただし書きが非常に多いのであります。結局のところ内容は政府の出されまじした法案は、特に再建整備法案につきましては、ほとんど骨抜きになるような御希望と私は伺ったのであります。そこで結局のところ率直な御意見としては、

非常に困っておるので、二百億でもいいが、とにかくもらっておけというようになことでありまして、内容はどうか一つ大修正していただきたい。こういうふうに一致した御意見のように伺ったわけですが、そのように伺ってよろしいですか。

○友末参考人 大体御質問の線と私も考えておりますのは同様でございます。せっかく地方自治のためにお作り願った法案でございますが、個々に仔細に検討いたしますと、なお不十分なものがございしますので、それらにつきまして数多くの実は修正要点を要望申し上げておるのであります。これを一見いたしますと、全く骨抜きにしてしまうので、むしろ出直したらいんじゃないかというふうなお気持もあるんですが、もしりませんが、そういうふうにお考えをいただきますと、せっかく地方自治のことをお考えになってお出しになった、それに私どもの要望をブラッスしていただきますれば、より以上りっぱなといえますか、より以上よいものがここに法律として制定されるというふうに御解釈をいただきたいと思えます。

○中井委員 よくお気持のほどはわかりました。それでは次に伺いますが、制度の問題につきましては、議長会の方皆さんと市長の皆さんと御意見が分れておられるように思うのであります。私もやはり住民の立場、国民の立場から判断をしていかねばならぬと信じます。が、この制度をいじりますことについては、市長の皆さんにお伺いしたいのであります。たとえば、定例会を一年四回というのを一回にするというのであります。が、こういう問題について

は、非常にそういうことを改めないことには、経費がかかるというふうな、財政上の問題があるんじゃないかと思うのです。政府の一応の説明にもそのことがありました。しかし実際問題として数字を調べてみると、意外に少いのであります。六百億の赤字に対してそういう制度を直すことによって浮きます経費というものは、一%前後であるというふうな数字が出ておるのであります。そこで私伺いたいのは、そういう制度の改正等によって実際の問題としてはどうか、数字はそうであるが、現実には土木常任委員会とか教育委員会というものがなくなるために、非常にむだな仕事をしなくともいいようになる、数字では出ないが実際にはそういうふうになるというふうな御説明をなさる人もあるのでございます。そこでその点を率直に皆さんの多年の御体驗に基いて一つ御開陳をいただきたい、かように思います。市長の方でなだでもけっこうでございます。

○鈴木参考人 お尋ねは二点であったように思います。その第一点は、年四回の定時市会をはずして、通常と臨時の二つに分けてやる、こういう制度の改正がもたらす経費の問題つにながって、市長側が賛成しておるような意味ではないかというお尋ねですが、私はそうとも考えておらないのです。私が再三申しましたが、私の根本的な考え方は、この地方自治法はできるだけ限りの全国のさまざまな規模、さまざまな財政事情、いろいろな特殊事情等を持つておる各種の都道府県、市町村に対して、画一的な法律は、基本的な原則を除いてみんなはずしてもいい。ど

こまでも真に地方自治を育成強化して、自治の妙味をより多く発揮されようというならば、地方自治の自主性を尊重して、条例で定めるようにしてもらいたいということを申し上げました。が、議会の場合でも率直に申し上げると、あるいは山間における一つの僻村が同じく地方自治法の適用を受け、やはり年四回、事があろうとなかろうと、やはり議会を招集しなければならぬということもあり得るのでございます。だからそういう問題はむしろ通常と臨時の二つに大分けてしておいて、そして必要のつど、あるいは条例によってそれれきめていく方法を、原則的に自治法に定めることが最も正しいのであります。こう考えるわけでありませう。やはりどこまでも自治体といふもののほんとうの本旨をよく法律の上にも取り入れて、そして自主性を確認していただきたいということから、そういう問題は各市町村、都道府県の事情に應じた条例にまかせたいのじゃないか、こう考えております。

それから常任委員会の問題でした。が、常任委員会の問題も縦割りがいいとか、横割りがいいとかいろいろいわれておりますが、この問題は必ずしもどれが絶対的にいいというとは言い切れないのであります。一応やってみるのも一つの方法でしょうが、現実現在のこの制度であったから悪いといふことも言い切れない。さりとて縦割りにしたら将来どういう悪い結果が出るかということも、想像すればいろいろなことが生まれるだろうと思ひます。やってみなければわからないので

あつて、これなんかもほんとうは条例で定めて、その地方々々の事情に應じた常任委員会を設けさせるということにした方が、自治法としての原則法の立場からいへば、一番いいのじゃないかと考えております。

○中井委員 そういたしますと、鈴木さん、今度の改正案にも、前の原案にも、これではいかぬ、もっと原則論だけで各自自治体におまかせになったらい、こういうことですね。従つてその意味では今度の改正案にも御賛成ではないわけですね。

○鈴木参考人 今度の改正案の中で、私の趣旨と一致しておる点があるわけでありませう。たとえば定時四回の市会を法律で規定づけるといふことをやめて、通常と臨時の二つに分けて、そしてあるいは議会の成規の系統による要求があれば、市長がこれを招集する、あるいは市長において必要ありと認める場合は、臨時は招集する、こういう建前ですから、今度の改正案は私たちの趣旨と一致しておりますから、その点は原案の通過を希望するわけでありませう。

○中井委員 しかし今でも臨時会を招集しようと思へばできるでありませうし、通常会を一回にするといふふうにと、法律で定める必要もないといふことにもなるうかと私は思ふのですが、どうでしょうか。

○鈴木参考人 お答えいたします。私は現在の四回というものは、もう都道府県、市あたりにおいては実際四回でも六回でもいいわけですね。現実には毎月やっておるのですからいいのですが、ほんとうをいへば、自治法としての原則法をきめる場合、市であらうと都道

府県であらうと、町村であらうと、全部一律に適用を受けるのだから、その画一的に会議を四回やるということにきめること自体がどうかと思う。私はこれを申し上げたのです。

○中井委員 よくわかりました。そこでもう一点皆さんにお尋ねしたいのですが、今の地方自治の姿ができたのは終戦後のことでありますから、どんなに長くたって十年以上はたつておりません。この制度にはいろいろの欠陥もあるうかと思ひますが、しかし実際にすべり出しましたのは、特にいわゆる占領期間が長うございませうから、ここ二、三年ということになつて参りますと、私は、今地方制度調査会におきましていろいろと御検討を願つて中間案は出ておりますが、最後の結論は出ておらぬのであります。ここで私はこの制度をいじるということについては、まだどうも納得がいけない。今の制度でもう一度全国の御関係の向きの方が、大いに慎重にまじめに——現在でもやっておられるであります——うが、今の制度のもとで努力をしていただきたい。どうしてもいけないうことになれば変えるといふふうな意味において、まだどうも少し時期が早過ぎるといふふうには実は考えておる一人でございませう。特にこの制度の改正を財政難に藉口してやるということについては非常に問題があると考えておるのではありません。私は地方行政委員会に属しましてから、一、二年であります。が、その間しよつちう制度その他財政規模等についても改廃が行われておる。根本はもつと基本的な国有財源を与えろとか、あるいは先ほど友末さんから御要望がありました、地方税な

んかを大幅に上げることによつてこういう末梢的な、といつては語弊があるかも知れませんが、そういうものは全部流れてしまふのではないかと実は考へておるのであります。が、そういう点について皆さんの率直な御意見が伺いたいと思ふのであります。

それと関連いたしまして、先ほどどなたからでしたか、議会の議員さんで税金の滞納があるような人についての制限法を設けるといふお話がございました。これも気持としてはよくわかります。よくわかりますが、これはむしろ議会の議員であらうが一般の住民であらうが、その間にはまことに公平な処置をして、議員さんであらうと必要があれば差し押さへもどんどんやつていくという態度でやれば、別に問題はないと私は思ひます。これをすぐに法律を改めていくというのはあまりに安易でありまして、私が先ほど申し上げたように、もう一度今の制度で努力していくという面からいいますと、私どもはどうか賛成をいたしかねる。何もその方がいいとは申しませんが、どんどんやればいい。その責任は私は市長側にあると思ふ。何も議会の議員さんだからといって遠慮しなかつたていいと思ふ。現にずいぶんやつてゐる市長さんもおられるであらうと私は確信をいたしておりますが、そういう点について、どなたが御説明になられましたか記憶がありませんが、御返事をいただきたいと思ひます。

○関井参考人 帯納議員の職務執行停止の問題でございますが、ただいまの御質問につきまして、一応御趣旨につきまして同感でございます。私どももそういう措置は実はあまりいいとは思

思っておりません。しかし現状におきましてこれは公務員法の中へは地方公務員の滞納の場合には退職勧告の理由となるという一項をつけ加えていただきたいという事も主張しておるのであります。執行の部門あるいは議決機関の部門にも滞納があるわけなのであります。そういう問題につきまして全部一律に何か立法措置を講じていただきたいというのが主張でございます。そこで現行法でまず十分努力すべきであるということにつきましては、私ども十分努力を払っておるわけでございしますが、なお一段と強化を願いたいというのが趣旨でございます。その点了承をいただきたいと思ひます。

○梅本参考人 ただいまの中井先生の御質問、まことに御理解のある御質問でございます。われわれも同感でございます。現行制度のもとにおきまして運営の点において自主的に改良すべきは改良しなければならぬ、かように考えまして、われわれ地方議会におきましていろいろな創意工夫をいたしておる次第であります。ことに今回の地方自治法の第二条の府県の性格の問題とかあるいは大都市の制度の問題でございますが、これは昭和二十八年十月十六日の第二次答申、すなわち当面したところの措置すべき問題の答申に基いて今回突如改正を見ておる。しかし府県の基本的な性格の問題、規模の問題、あるいは大都市制度の問題につきましては、さらに第二次諮問が行われまして、小委員会を作つてまことにその小委員会の結論が出ようとしておるときに、そういうものを無視して、今回第一回の答申に基いて一年数カ月を経過しておる今日突如としてこうい

う提案をされたということは、私はこの提案の仕方そのものについても慎重を欠いておる点があるのではないかと、あるいは官僚の独断的な考え方があつてはどうか、かように考えましてきめて遺憾の意を持っておる次第でございます。われわれはこういう点につきましては、この委員会が小委員会を作り、あらゆる角度から慎重なる検討を加えられつつあるのでありまして、その検討、答申を待つて提案をされてもおおそきに失するのでは絶対ない、かように考えておるのです。その点にらみ合せまして、われわれ議会側におきまして今の通常会の問題であるとか委員会の問題等は、仰せの通りにはこれはわずかの経験でございます。この経験をわれわれは貴重な資料といたしましてさらに検討を加える、さらに運営の妙味を発揮するように自主的な改善を加えていきたい、かように考えておる努力中でございます。で、私は現在の制度をもつて十分である、これは運用の面において工夫をすべきである、かように考えておる次第であります。

○中井委員 もうこれで終わりますが、地方教育制度の問題につきまして、午前中は皆さんその関係の方は見えませんが、なかなかたつたようでありまして、私どもはいわゆる公選でもって選挙された人たちに對する考え方について、やはりこれは原則としては公選で選挙された者の批判は住民がするといふふうなこの民主主義の基本原則というものを、もっと慎重に考えていただきたい。自分だけは公選されたがほかの人は公選されたものでないような錯覚に陥ら

ないように、このことだけを最後に一つ申し上げて私の質問を終わります。

○大矢委員長 参考人各位に委員会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

本日は長時間にわたつて御意見を述べられ、本案の審議の上にきつめて重要な参考になったと存じます。長時間にわたつて御苦勞さまでございまして、お礼を申し上げます。

それでは午前はこれにて休憩いたします。午後は二時半より再開いたします。

午後一時五十九分休憩

午後二時五十七分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方財政再建促進特別措置法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案について、参考人より意見を聴取することといたします。

参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、中のお礼を申し上げます。なお午前中のお待たせ申し上げたことをおわび申し上げます。なご時間の関係上、各位の発言時間は大体十五分程度にお願いいたします。

それでは順次意見を承ることにいたします。全国都道府県教育委員会委員長協議会代表松沢一穂君。

○松沢参考人 全国都道府県教育委員会委員長協議会、教育委員会の代表として、本日この席でこの二法案に對する意見を申し述べさせていただきます。ことに對しまして厚くお礼を申し上げ

げます。

われわれも地方財政の逼迫というところは憂慮いたしております。地方財政の逼迫そのものが、同時教育面にも大きく影響し始めておることを遺憾としております。地方財政につきましても、赤字解消、財政再建ということについては、私どもも異議を申し立てるところではない、きつめて賛成いたしたいのでございます。ところがこの出ました法案を拝見いたしますと、この財政再建ということ、またこれに関連しまして地方自治法等も改正されるやに伺うのでありますが、この両方相関連して見ますと、財政再建というのにはあまりに重きを置かれまして、そのために財政のために教育面、特に地方自治の問題とか、また地方自治ともあります民主教育のあり方というふうなものにつきましても、これを二の次におきまして、その方はしばらくがまんしても、まず財政再建というふうなお考えになったために、この再建の期間がかりに七、八年といたしましても、ちやうどわれわれの新教育が新しく生まれましてからと同じくらい期間がたつてしまふと、せっかく教育制度並びに新しい教育というものが、このために萎縮、萎縮してしまふ、せっかく新しい精神がこれまた全部やうやうなことをひどく心配するのではないかと、財政再建、この両法案につきましては、財政再建、このうでございしますが、しかし少くとも私たちの面から申しますと、新しい教育制度というふうなものにまで影響

あるような制限を加えねばならぬものかどうか、またそういったような締め方をしてそして再建しなければならぬというお考えについて、私どもはどうか、この法案を作り出す精神と申しますか、法案を流れております考え方全体について、どうも反対せざるを得ないので、一部分の修正とか、あるいはこれに對する小さな法文の改正等ぐらいでは、どうもおさまらないような気がいたしまして、残念ではございませんけれども、私ども教育委員会として、新しい教育のために、新しい教育の反對せざるを得ないような立場に置かれるわけでありまして、私どもが考えておりますことは、これは私ども教育委員会制度がどうかというこ

とはなく、むしろたゞいま申し上げたように、教育そのものがどういふふうになつていくか、教育そのものが曲げられるおそれがあるということを中心配いたしておるのであります。もちろん今民主制度、民主主義というものを否定される方は私はないと思ひますが、さてそれでは、われわれ口を開けば民主主義といふことはすぐ出てくるのでございしますが、しかし私どものおとなは、本来の民主主義というものを心の底まで身につけておらないやうな気がいたします。ともすれば知らぬ間に民主主義からはずれていふやうなことを考えなければならぬ。よい例が、この法案を作り出す精神そのものではないか。金のためには、つい民主主義そのものを忘れてしまふといふやうなことが起つてくるのではないか。やはり民主主義といふものは、小

せ願いまして、教育委員会の機能を十分發揮できるように方向に進ましていただきたいものと思つております。いずれにしてもこのまゝい点、特に人事権の内容、人事権の干渉という点で、法文のこまかい点につきましては、すでにお手元まで差し上げてある文書にしてお手元まで差し上げてあることと、政法の問題については、第一に再建団体が長期財政計画を作りますときに、教育委員会の方の意向を聞くということが法律で保障せられておらない。これはあとの執行面について一々知事と交渉しなければならぬようになっておるのでございしますが、これとても教育委員会が今までのやり方でおることであるから法文に書いていいじゃないか、こういうようなお考えであるならば、今までも予算の面についてわれわれ教育委員会が知事と相談せずにやったことは全くないのであります。過去において二本立予算の例が若干ございしますが、これはいづれも非常に人事の問題に無理を言われまして、実質的には結局われわれ委員会の意見が通つておるのも明らかなように、結局この知事部局の方の無理があったからこそ二本立問題が出てきておるのであります。結局われわれは相談せずにやったことではない。しからば同じようにこの再建計画に当りまして、法文でわれわれ教育委員会に相談があるようなふうに進められることが必要なんじゃないかと考えますし、どうも全体としてこういう点に不徹底なうらみがあるように思ひます。

そのほかに特に私たちとして困ります点は、今まで教育委員会といたしましては、地方分権の趣旨に従ひまして、文部大臣からも直接に命令によって動かされるのではないのに、今度の法案が通りますと、自治庁長官の意見が文部大臣を通じて直接教育委員会等に干渉してくるような結果になり得るのであります。そのようなこともおそろく教育委員会法、現在の教育制度のあり方に対して民主的な考え方を飛び越しました非常に不都合な考え方はないかと考えます。

いろいろのこまかい点はございしますが、特に自治法改正の問題に至りますと、いろいろ提案権その他の問題、また教育委員会には予算送付権があるようございしますが、実際には地方団体のそれ自身にワケがはまつておりまして、ために、われわれの予算送付権も結局意味はないことになりまして、財産取得の問題についても自治庁長官の直接干渉がくるようになっておりますし、事務局の組織の問題、結局教育委員会が自身の職員を自由に動かせるようなことにもなりまして、非常に都合の悪い点があります。特に予算が自由にならぬと同時に、今度は予算の執行権にまで一々首長との相談なしには執行できぬ。これは今までも知事と相談しておるわけでありまして、これは一旦まかされた以上、その年度の途中において干渉を受けるようなこととはなかつたのでありますが、今度の場合ではそれが随時受けられることになるのであります。これは困った行き方ではないかと思ひます。

そのほかに教育委員会自身が、これは公選によります地方行政機関であるにかかわらず、ほとんど他の行政機関

のように報酬問題等についてもこれはむしろ地方自治団体並みに扱われるべきだと思つてございしますが、こういうことが今度また日割り計算ということになりますれば、ちょうどこの教育委員会が最初にできまして折に、報酬問題が非常に制限を受けまして、そのために人が得られなかつたというように、ことがまた繰り返されるのではないかと。このようにあらゆる面で教育委員会そのものの機能を逼迫せしめるような網がなつておるやうな感じがして、この点について私もどうして承知できないので、どうか一つお考え願ひねばなりません。この法案を作りましたときの考え方というもののについて御訂正を願ひなければならぬのであります。このこまかいところをそれぞれ修正するというよりは、一つ法案全部について代案でもお考え願ひまして、こうして地方自治団体とか行政委員会とかを金縛りにして、いろいろな考へ方があるのではないかと私は思つております。純財政的に考へようはあるのではないかとと思ひますので、そういう点についてお考え願ひまして、このような日本の民主化の促進を妨げるような考へ方の法案はぜひ撤回せられまして、自治団体並びに自治体制を守り、教育民主制度のもとにおいて教育が安心して進みますようにお取り計らいを願ひたいと思ひます。はなはだ意を尽しません、われわれの考へておりますことを述べて、ぜひともお考え直しを願ひたいことをお願いいたします。一応終ります。

○大矢委員長 次に全日本自治体労働組合代表、自治体労働組合書記長橋田正武君。

○橋田参考人 私は全日本自治体労働組合の橋田でございます。本日地方自治二法案の問題につきまして、私たちが意見というものを皆様方に十分披露する機会を与えられましたことにつきまして、厚く感謝いたします。

自治法というものは、都道府県あるいは市町村の職員団体をもつて構成しておる労働組合でありまして、日ごろから自治体の確立と地方住民の幸福を守るために、いろいろその立場に立つて仕事を進めて参つております。そういう立場で知事や市町村長とはいわゆる親子の關係にありまして、いろいろな行政についてよく相談をしながら今日まで参つておるものでございします。また地方行政の先生方とお話しさうと孫のような關係にあるとも考へております。そういう観点で孫の方の意見も本日は十分御参酌願ひまして、できるならばこの地方自治二法案について絶対反対の立場を表明していただきたいと考へるものであります。

午前中の参考人の方の御意見の中に、地方自治体の人員が非常に多いという御意見や、あるいは職員の給与がきつめて高いという御意見がありまして、それがいわゆる地方財政を赤字に導いておるといふ結論に基いた御意見がたくさんございまして、私たちがこれといたしましてはかかる状態に自治体はないというのを言明したいと考へるものであります。

そこで自治体に勤務する職員の立場から、率直にこの二法案についてのわれわれの考へ方というものを披露したいと思ひます。

ものは、六百億に及ぶ膨大な赤字のために、そのしわ寄せが一方的に自治体の職員にかせられております。たとえば定期昇給を見ましても、当然条例によつて六カ月、九カ月で昇給すべきものが一斉にストップしてございします。また六カ月の者が六カ月延長、九カ月の者が十八カ月延長という形で、赤字を理由のもとに実質的に給与の低下がなされております。この状態は全日本の自治体の約七割を占めておるわけですから、日直、宿直料につきましても地方財政計画の中で二百三十円といふものが明確に計上されております。しかしながら現実には支給されておるのは百八十円とか、あるいは百六十円に達しては百円のチケットを發行するといふような自治体もあるわけでありまして、また旅費につきましても、当然内国旅費規定によつて支給されるべきものが、自治体が赤字の理由のもとに、一切三等実費をもつて出張しなければならぬという決定を条例でいたしまして、現実にはそれを行つておる自治体が全国の三割に及んでおる次第でございします。さらに夏季手当、年末手当につきましても、赤字のため全然これが支給できない、いわゆる義務的な経費さえも支給できないという事態が起きておるわけでございます。こういう事態につきましても、私たちはいろいろ首長に対してお願いをしておりますが、結局帰るところは、赤字のためにやむを得ないから寄付をしてもらわなければならぬ。もっと具体的に言いますと、夏季手当、年末手当は義務的な経費ですから、予算上の支出の中に見込まれております。ところが歳入の中に寄付金と

いう形でこれが計上されておるわけ
す。これが全然職員と相談なしに一方
的にそういうような決定がなされて、
職員としては泣き寝入りをしなければ
ならないという事態になっておるわけ
です。さらにもう一つは、非常に多く
の首切りが現在出ております。これも
やはり赤字財政の理由のもとに首切り
が出ておるわけです。具体的な一つの
例をあげますと、秋田県において今三
百二十五名の首切りが出ております。

知事が議会において言明した首切りの
内容は、五千万円の融資を地方財務局
に申請したところが、どうしても貸し
てくれないので、秋田県としてはこの
問題を自治庁の方に要請したところ
が、自治庁としては約三百人の首切り
をするならば融資を受けるところの介
添え役をやつてやろう、こういうよう
な話があつたので、この三百数十人の
首切りについてはどうしても実行しな
ければならないということを議会で言
明しております。これは秋田県の一例
だけではないに、このように再整備備
法を現実に応用したような状態が、今
全国的にたくさん起きておる次第でござ
います。まだまだ深刻な例がたくさ
んございますが、その中で最も注意を
喚起したいと思う点を申し上げておき
ます。山口県の山口市、鳥取県の鳥取
市、鹿児島県の川内市等においては、
融資も全然受けられないという状態に
今置かれておるわけです。この職員の
給料を払うにも払えないために、市長
が私たちの組合の本部に相談に参った
わけです。ぜひとも給料だけは払いた
いので、給料を払う金を何とか労働金
庫を通じて貸してもらいたいという要
請がございました。この要請によりま

して私たちとして約四千万円に上る労
金から融資を山口市、鳥取市等に行
なつておるわけでございます。

また給料が非常に高いということを
言われておりますけれども、新潟県の
新発田市役所の実態を申しますと、二
百五十人の職員のうち一万円以上の給
料を取つておる者はわずか三十二名で
ございます。そして三十二名以外の者
は、給料がきつめて低く、月々の給料
が遅配して米も買えないという実態
のもとに、新潟県の職員組合からやは
り労働金庫を通じて融資を受けて給料
の支払いをしておる。こういうように
きつめて重大な問題が私たちの知らな
い間に、全国的にあちこちにおいて発
生しております。こういう実例を見ま
すと、給料が高いとか人員が多いとか
いう根拠は何もないと思います。国家
公務員の場合には、正式に国で予算化
されて、人事院規則並びに国家公務員
法による定期昇給をどしどし行なつて
おります。しかし自治体においてはそ
の八割までが昇給がストップしておる
という状態のもとにおいては、国家公
務員よりも地方公務員の給与が高いと
いうことは絶対ないということを、私
ははっきり言明しておきたいのであり
ます。なお自治体の中でも不交付団体
になつておる大きな市や県があります
が、そういう県における給与の問題に
ついては、これは別途な立場で自主的
に給与の支給をやつておりますので、
そういう面については、ただいま申し
上げた意見の対象外として考えていた
だきたいと思ひます。

が、その前に職員だけでなしに、もつ
とも日本の行政に関する重大な問
題があります。知事や市長は何とかし
て赤字を消したい、こういう強い努力
を持っておりますからその手段を選ば
ないわけでは、たとえば農業試験場と
いうのがございまして、そこではりっ
ぱな米をたくさん作るがために、いろ
いろ苗を植えてまして研究をしておるわ
けです。しかしそれは大体地方財政が
赤字になつて参りましてから独立採算
制にしなればならぬ、こういう観
点で、今までの県の補助金を全額ス
トップしたわけです。そうしますと、
りっぱな苗を作つて百姓さんにたくさ
んの米を増収してもらつたというより
も、とにかくそこで苗を植えてとれた
米を売つて農業試験場の経営をやつて
いかなければならぬ、こういう事態
が起きております。また福検定所とい
うのがありまして、紡績の発達する過
程において非常に大きな業績をあげて
おるわけでございますが、これも最近
各県においては独立採算制を実施いた
しまして、県の補助を全然出さないわ
けです。そうしますと、福検定所自体
が藪を作つて売ることが、ほんとうの
任務のように現在變つてきておるわけ
です。こういう実例も赤字財政の生ん
だ一つの奇型児だと考えております。

そこでこの原因を、やはり組合の立
場、職員団体の立場で私たちはいろい
ろ検討して参りました。その結果たく
さんの理由が出て参つたわけでありま
すが、三點ぐらい申し上げますと、第
一點は、昭和二十六年、二十七年に
国家公務員のベース改訂がございまし
て、地方公務員に対しても同じように
ベース改訂を行なつたわけございま

す。ところがそのベース改訂に要する
財源額は約二百三十億程度でございま
すが、この二百三十億を国が措置をし
ておらないわけです。従つて二十八年
度末における四百六十二億の赤字の中
には、このベース改訂の財源未措置額
というものは明らかに含まれておると
見ざるを得ないわけです。三十年度の
財政計画を組む当初の自治庁の原案の
中には、二百三十億が給与改訂の財源
未措置額として計上されておりました
が、これは明らかに削られたわけであ
りまして、こういう点が赤字になつて
おる大きな原因であるということは、
私たちが述べるまでもなく、自治庁の
当初の財政計画の中で明らかになつて
おると考えております。

さらに補助金政策の問題でございま
すが、今まで非常に補助金政策といふ
のが大きく実施されて参りました。知
事や市長はとにかく住民のために仕事
をしたという気持を持って参ります
から、政府が補助金を出せば文句なし
に飛びついて参ります。ところが補助
金の額というのは全額でなくて、三分
の一とかあるいは二分の一というのが
今日までの通常の例であります。そう
しますと、二分の一の場合には、必ず
二分の一の県の財源であるいは市の自
主的な財源を授け込まなければならぬ
い。こういう事態が出て参りますの
で、これまたたくさん重なる大きな
赤字の原因になつておると考えるわけ
でございます。

もう一つは、地方交付税の交付率を
きめる場合に、基準財政需要額といふ
のがございまして、この基準財政需要額
によつて地方交付税の交付金額はきま
るわけでございますが、この算定基

準というのが、きつめて自治体の実態
と相反しておることがございます。こ
れは一々例を申し上げるまでもなく、給
与費にしても、あるいは人員の数にし
ても、すべて単価が過小見積りされて
おるわけでございますが、こういうも
のはすべて自治体の赤字となりまし
て、二十九年年度末では約六百億とい
れておるものと考えております。

なお三十年年度の財政計画の決定に当
りまして、自治庁が閣議に持ち込みま
した財政計画は、百四十二億の歳入欠
陥のまま閣議にこれを提出したとい
うことを聞いておりますが、閣議の
中では、大蔵大臣の方から、このよう
な歳入欠陥を見込んで出すことにつ
いては非常に問題があるので、これを何
とかしてつじつまを合せなければなら
ぬという強い意見がありまして、結局
これを地方の事業費に圧迫を加えて、
事業費を削ることによつて百四十二億
の赤字の穴埋めをした、こういう事実
も明らかに新聞紙上では発表されてお
ります。こういう点からいろいろ考え
て参りますと、地方自治体の赤字とい
うのは、自治体の責任ではなくしては
とんどが国の責任であるということ
をわれわれは確信しなければならぬと
考えております。そこで根本的なこの
原因を申し上げますと、やはり自主財
源がおのおの自治体にならぬというこ
とが、まず第一に取り上げられなければ
ならないと思ひます。一つの県の例を
申し上げますと、愛媛県では年間百億
の県の予算でありまして、ところが県税
の収入がわずかに十八億といふことで
ありまして、八十二億といふのは、は
とんど国の補助とかあるいは国の交付
税によつてこれがまかなわれている、

の財政が自分でどうにもならないような状況に放任しておくということは、むしろそのこと事態が中央集権化という魔手に対して機会を与える、かように考えるものです。従って一歩退くといひたしませんが、自分の立場をよく考えまして、この程度の改正はこの際やむを得ないのじゃないか、必ずしも理想の形を追うのが政治ではない、そのように現実的な観点からいたしまして、賛成するわけでありませう。

そこで一、二の留保条件と申しますのは、この二つの法案を通じて考えますと、普通公共団体の長の権限と、議会の権限とがいささかバランスを失する結果になるのじゃないか、そういう点が一、二日に映るのではありません。その一つは、今度の自治法の百七十八条の改正の点であります、普通地方公共団体の長の就職してから一年間は、議会は、不信任の議案を提出することができない、こういうようなことがありますが、こういう改正の必要は私はないと考えるのであります。この点を慎重に御審議願いたいと思うのであります。こういうことになると、長と議会との権限のバランスがくずれてくるのではないかと考えるのであります。

第二の点は、地方財政再建促進特別法案の第十一条であります。長が再建計画を立てまして、それを議会に提案する、それが否決された場合は、それをさらに再議する。再議に付してなお議会が言うことを聞かないときは、解散の条件にそれを持っていく、こういうことが規定してあります。また一定の期間内に審議を延ばす、引き延ばし職務に議会が出た場合には、やはり同じくそれをもって不信

任とみなして解散の条件にする、こういうようなことが規定されておるのであります。これも立案当局者といひたしましては、地方財政を再建したいという熱意から出たものであらうと思ひますけれども、結果においては、長と議会の権限のバランスがはなはだしく不均衡になる。解散という権限で議会を恐喝しながら再建計画をあくまでも押し通そう、要するに、自己の立てた再建計画は絶対正しいものだといふと語弊があるかもしれませんが、官僚的なにおいがするのではありません。この点は、今度の自治法の改正によりまして、長はみずから自己の信任を議会に問うことができるというような改正案が出ておりますが、再建計画がもし議会で否決されたならば、この自治法に基きまして、長は自己の信任を議会に問うべきだ、そうしてそこで自分が信任されなかった場合においては、長といたしましてはみずから適當な措置をとる。財政再建促進法で解散をおどかしに便して条文を作っておく必要は少しもないのじゃないか、そうしてもし再建案が否決された、自己の信任を問う議案は通過したというような場合は、前の再建計画を再提出することと認めておけば、その程度で妥協すべきではないか。そういうことですれば、長と議会との立場もある程度調整されるんじゃないか。現在の改正案そのままだではどうも少し行き過ぎではないか、立案者が少し思い詰めて過ぎているんじゃないか、こういう感じがするのであります。再建計画を強行にいたしました場合は、あるいは今度の再建促進法案のような内容を盛っておくことが便宜には相違ありませんが、それは決して

て地方自治の建前に一致するものじゃないかろうと思うのでございます。

それからこの法案の考え方を推測するのはどうかと思ひますけれども、立案する場合に、地方の議会といふものをやはりもう少し信任していただきたい。議会といふものは悪いことばかりしてゐるんだ、こういうような前提に立たないで、また住民にももう少し信頼を置いてもらいたい。われわれ輿論を扱う機関といひたしまして、正しい再建計画が提案されて、それが否決される、そうして知事がさらに自己の信任を議会に問うというような事態になりましたならば、今日の住民なり輿論、そういう代表機関は、必ずや正しい議案を支持すると思ひます。それを従来のようなやり方ではとうてい度し難いものではないか、もう少しゆとりを持って再建計画を立てていただきたい、こう考えるわけでありませう。それがほんとうの民主主義じゃないかと考えるのであります。

それから今度のこの再建計画を見ますと、何と申しますか、経費の節減計画も相当強力に立つようになつておりますし、あるいは徴税率を大幅に引き上げ、税率を標準税率以上に上げて、あるいは増収計画を立てるとか、あるいは教育委員会の予算と理事当局との予算の調整をはかるとか、財政の再建策を出すとか、あるいは国の負担金についての特別措置を設けるとか、あるいは寄付金を抑制するとか、いろいろな措置を講じてあるのではありませんが、これはあくまで暫定的の、あるいは当座の措置であつて、これだけでは、もしこの法案がなくなつた場合には再び

もとのもくあみになつて、地方財政は赤字に突入していくというやうな感じがするのであります。地方財政が今日何ゆゑにこの赤字を出したかという根本につきましては、この再建計画は全然触れていないのであります。要するに、盲腸が悪くなったから病院へ連れ込んで盲腸を手術する、しかしその病人は五臓六腑もう疲れ切つてゐるといふ場合に、盲腸を切つて外へおつぱり出したのでは決して治療にならないと同じやうに、やはり地方財政の體質を改善するだけの用意がなければ、この再建計画といふものは、ただ当座のごまかしにすぎない、こういう感じがするのであります。従ひまして、地方財政をほんとうに再建するといひたしますならば、もう少し地方財政のあり方とか、あるいは国の財政との関係、あるいは国の財政と地方財政と国民経済力との調整という広い観点から、再建計画をかりに五年で完了いたしました、その後においても地方財政が健全な経営ができる保証のある措置といふものが、これと並行して考慮されていなければ意味をなさない、そういう感じがするのであります。その点について、特に委員会においてただ当面の再建計画だけでなく、もっと根本的な地方財政の再建という点について十分に御審議を願ひたいと考えるわけでありませう。

それからもう一つ、午前中の会議の模様をちよつと聞いたのであります。が、たとえば行政委員会の整理、要するに地方議会の今度の改正案に対しては、かなり強い反対意見が出たやうであります。たとえば、私たちの立場から見ますと、たとえ常任委員会のこの改正法案

案程度の改正内容、あるいは議会の定例会の問題、いずれもやはり改正案程度のことばやっても、地方自治の根本には少しも触れるものじゃない、地方自治が後退するものじゃない。形の上から申しますと、あるいは現在の地方自治法が理想的な形かもしれないが、実際の運用の実態から見ますと、やはりある程度の改正はやつた方が、むしろ日本の実情に沿ふんじゃないか、あまり理想の形で円滑に実行できないものをそのまま残しておいて、ただ運営をやるよりも、やはり運営できる能力の範囲内のものを作つて、そうしてそこから地方自治といふものを運営していく、そして地方自治の確立といふものを、今かりにちよつと一歩を誤ればくずれてしまふといふやうにあまり窮屈に考えないで、もう少し時間をかけて、戦後十年しかならないのですから、その間に地方自治が貧乏な日本で、簡単に確立するわけはないのであります。よほどのんびりと、もう少し長期に考へて、やはりあるときは引き、あるときは進むという態勢が必要じゃないか、かように考えるわけでありませう。たとえば最近高知県の議会なんか見まして、今度の法案の出たのになつたわけでもありませんが、要するに横割りの委員会をそのままにして、予算委員会と行政委員会の二つに分けた。実際はすでに運営しておる。その方がうまいといふやうな実例もあるのではありません。やはりわれわれの経済力、そういうもの、また実際の住民の政治意識というやうなものを考えまして、できるだけ現実的な、そしてなるべく効果の上の方法を講じていただきたい、かように考える

わけでございます。

はなはだ簡単であります、これで私の公述を終わります。

○大矢委員長 東大の教授田中氏から、きようはやむを得ない事情のため出席ができかねる通知がございましたので、これをもちて参考人の公述は全部終わったわけであり、委員の方で質疑がございするならば、これを承ることにいたします。

○丹羽委員 私はきわめて簡単に、先ほど公述になりました全日本自治体労働組合の代表の橋田参考人にお尋ねをいたしたいと存じます。午前中の公述においていろいろと申された御意見を、橋田参考人もお聞きになったかと存じますが、そのときに、今度の改正案には別段取り上げてはおりませんけれども、全国市長会並びに全国町村会の代表の方々から、いづれも口をそろえ、なおまた文書にまで表わして、ぜひとも要望しておられる一件に停年制の問題があります。特に公述者の言をかりて申しますならば、法律において定年制をつきめてくれ、もしそれができなかつたならば、条例で設定することができるような向きも考えてほしい、こういうような御意見を陳述しておられるのであります。そのときに、地方公務員の古い方々の給料がきわめて高い、なおその人たちに勇退を勧告してもなかなかこれは聞かない。こういう意見であり、なおまたこうした方々が、かりにやめていただくならば、新進気鋭の若き方々を大いに採用していくことができるのだ、このように御意見もございました。それと同時に、若し人を取り入れることによつて、人事の新陳代謝が行われる、こう

いうような御意見が非常に強く叫ばれておつたように私は聞きました。しかしながら、これをお聞きになった橋田参考人は、この問題については、きょうの公述にさらに触れておられない。現在の給料、待遇等の問題については、強く触れておられますけれども、しかしながら現在の法案の中に、関係がないからといって、そうした方々がいづれも強く要求しておられるにもかかわらず、組合の代表であるあなたということは、きわめて私にとつては不可思議に思われるわけであり、何となれば、こういうような問題は、今日この席においてそうした方々から要望されるならば、やがてまた取り上げられる時代があり、取り上げられて議論されるようになり、すると、これらの問題はきわめて大きな問題になってくると思ひます。もちろん中央におけるところの国家公務員にも、また大きく関係してくるであらうし、ただ地方公務員だけじゃなくて、教育公務員と申しますか、特定の地方公務員の定年制という問題にも実はなつてくるわけであり、朝からお聞きになつたあなたは、一向にこの問題について触れておられない。そういう点をいはず、この問題は国会において、あるいは地方において問題になるだろうと思ひますから、そうしたときに私も腹をきめ、審議するに参考供したいと思ひますので、そうしたことに

ついでの特例的な御意見等があり、あつたならば、あなたのお考えを簡単にだけつこうでありますからお聞かせをいただいております。

○橋田参考人 ただいまの御質問は、もっともな御質問だと思ひます。私は本日参考人として二時に出頭していただき、たいといひお話をございしましたので、実は一時過ぎにこちらに参つて、定年制の問題の論議された過程では、この席におらなかつたわけですが、そういう点で御意見を申し上げなかつたのを非常に遺憾に思ひます。

そこで定年制の問題につきまして、一言私たちの考え方というものを説明したいと思ひます。今定年制が実施されておられますのは、大学の教授とか会計検査院とかあるいは裁判官、こういう方々が憲法によつて老後の生活を保障されて定年制が実施されておられるわけですが、このことは日本だけでなく、アメリカとかあるいはヨーロッパの先進国においても、法律で老後の生活が保障された上において、定年制というものが実施されておられるわけです。現在国家公務員にも定年制はございせん。その段階において、地方公務員のみ定年制を実施するという意図が、私たちにいままでつきりわからぬわけですが、私たちは定年制自体について反対ということを一言も申しておりません。定年制を実施してもらわなければならぬ。しかしそれと同時に、やはり老後の生活を保障する退職年金法というものを、あわせて実施してもらわれないと、現実にはお前ももう年令がきたのだからやめていって、あとは野となれ山となれというふうな、そういうあり方は絶対反対だ、私たちはこういうふうな見解を持つてゐるわけですが、なお若干つけ加えて申し上げたいと思ひますが、今定年制を実施するに

ても、果してその定年制が六十才の定年制であるか、あるいは六十五才の定年制であるか、もつとぐつと下つて五十才の定年制であるかどうかという点において、非常に大きな疑問を持つております。このたび自治庁で考えられた定年制についても、年令の基準等には全然触れないで、一方的に自治団体の条例にまかせるというふうな地方公務員法の改正案だつたわけですが、それで私たち自治庁の年令についての考え方、あるいは人事院のいろいろな考え方を調査してみました。ところが自治庁としてはそれに対して明確な考えを表明しておりません。ただ人事院としては、定年制は五十五才なら五十五才というのを、全部の職員に適用するのじやなしに、部長級についてはできる限り年令の基準を高くしなければならぬ。それから課長級については若干はそれよりも下げて、さらに一般職については、五十才程度でもいいだろう、こういうふうな人事院の考え方というものが、すでに文書で出てゐるわけですが、そういう点を考えますと、定年制の実施というものは、ただ単に定年制を実施して、後進の者を迎へ入れるという考え方ではなくして、人員が多いという理由、あるいは人件費が高いという理由をつけて、適当にたくさんの方を首切っていくという考え方がおそろしく出てくる。だからこういう点では絶対に反対しなければならぬと思つてゐるわけですが、それともう一つは、現に宮崎県においては、五十才の定年制を実施したいということですが、これについて自治庁の見解はどうかというふうな文書がすでに参つてゐるわけですが、こういうふうな今日の

例を見て参りますと、定年制そのものは、定年制をしなければならぬという本来の趣旨に反して、あくまでも人員整理のための定年制に終つてしまふ、こういう懸念があるために、やはり反対しなければならぬと考えてゐるわけですが、従つて、先ほども申しました通り、定年制ということについては私たちが反対しておらないし、人事院がすでに政府に対して勧告している退職年金法を現実に法律案として決定してもらつて、その後定年制をい成である、こういう考え方であり

○丹羽委員 それについて橋田さんに重ねてお尋ねをいたしておきたいと思ひますが、定年制そのものに反対をするものではない。その定年制が制定されること、それが設けられることによつて、その名をかりて行政整理等に悪用されることが心配だ、そういうこととさなければ、そういう点がはつきりすればあつて反対するものではないというところ、またそれがあくまでも悪用されないと、いう前提のもとに、老後において広義な社会保障制度等によつて、そうした方々の生活があくまでも保障されるということならば、後進に道を開くという意味で賛成する、反対をしない、きわめて簡単であり、うございしますか。

○橋田参考人 若干誤解があつたらしいけれども、もう一度はつきり申し上げたいと思ひますが、退職年金法というものを人事院が一昨午政府に勧告をしてゐるわけですが、これはいわけの定年制の前提手段として勧告をして

おるわけですが。従って政府にこれを実施してもらえば、われわれは内容に若干の不満はあっても、定年制を実施してもけっこうだと考えております。

○北山委員 藤田さんに伺いますが、先ほど、今回の二法案について制度的に今の実情を考へてみた場合に、この程度のもは差しつかえないのじやないかという御意見でありまして、制度的にだけごらんになったのではないかとありますが、こういうことはお考えにならないかどうか伺いたい。

それは今回の地方自治二法案は、やはり一つの政治的な目的があるということ、単に一つの地方制度としてこれを改善していくとか、そういうこと以外に、やはり現在の政治勢力なり何なるの条件のもとで、これを一つの目標に向って進めていくという政治的な動機があるのだ。それをわれわれからいうならば、今までは戦後の地方自治体に対する国の政策が、財政的にこれを支配するという形であったのではないかと、現在まあ制度としては地方自治法等によって非常に理想的だといふか、地方の自主性が認められておりますけれども、財政的には御承知の通り中央集権になっておるわけです。地方税も税制で国がきめたところによりなければならぬし、あるいは交付税についても補助金や負担金についても、地方団体の自主性が財政的にほとんどないわけですから、ところが今までは国の方で補助金を与えたり何かして、これを自分の好きなように動かしておったが、国の方でもたとえば軍備であるとかそういう方面に金を使わなければならぬ、あるいはむしろ大企業の育成の

ために資金が要するのだというように考へてから、地方財政に対して補助金を与えるとか、そういうことがだんだんわづらわしくなってきた。そこで今度は金を出さないで、権力的な支配でこれをしていく、こういう一つの政治的な意味があると私も考へるのです。もちろん自治庁の当事者は意識してそういうふうにおやりになっているとは思いませんけれども、そういうふうな政治的な背景のもとで、そういう政治的な動機が今度の地方自治二法案に影響しているのではないかと、こういうふうにお考えますが、藤田さんはそれらの点についてはどのようにお考えでありますか。

○藤田参考人 最初私が申し上げました通り、この問題が考へ方によっていろいろ議論の立て方のあることを申し上げたのであります。今お話をうけたことも、考へ方によればそういう議論も成り立ち得ると思うのであります。しかしそういう議論で現在の日本の政治なり経済というものの現実的な解決ができるかどうか、もちろん今も御指摘があったように軍事費に膨大な金を使っている、そういうものの影響が地方財政にも目には見えなけれども、何がしか、あるいは相当部分おつかふさつてきておるということも否定できないと思う。それは要するに国の政治と地方の政治とのバランスの問題であります。議論のつけようでいかうにもそれはできると思ふのであります。そこで最初私が、国の経済力を勘案して、再建法がなくなつたあとでも、地方財政が確立し得るような財政計画をもつと根本的に立てていただきたい、そういう点を並行して御研究願

いたいと申し上げたのは、そういう意味なんです。御指摘のように、今の日本の国の財政を取り上げても、地方の財政を取り上げても、これを別々に考へることはできないのであります。両方かみ合つてこういう結果が出ておるのではありません。あるいは地方財政がこれほど窮乏している、そういう場合に、軍人恩給も含めて再軍備費が予算の二割以上に上つておること、いいか悪いかということになると、議論があると思ひます。しかし現実的に考へますと、そういうことも含めて、この再建法が完了いたしました後においても、国力とバランスのとれた地方財政の運営ができるというような措置をこの再建法と並行して御研究願つておかないと、ただこゝ一年、二年はこれでごまかせるかもしれませんが、長い将来を考へますと、再建法がなくなれば再び元のような赤字が出てくるというのではつまらない、私はかように考へるわけでありまして。

○北山委員 次に伺ひますが、ただいまのお言葉の中にもございましたように、今回の再建促進法は国と地方団体との関係なりあるいは国民の経済力なり、そういうような全体的な計画とマッチして行われなければいけないという御意見だったようにあります。そうしますと、今回の再建促進法では御承知の通りにそれらの点が全く欠如しておるわけでありまして。再建計画を立てるのは個々の地方団体である。地方自治体が自分の団体の再建計画を立てるのではありません、それは国民経済全体との関連であるとか、あるいは国、地方団体との関係であるとか、そういう点には何ら触れることが

できないわけですから。いわば今度の再建計画は国の方で今お話のような全体的な計画をまず前提として作つて、それから再建整備計画の制度をやるべきにしかかわらず、それをやらないうで、地方団体個々に再建計画を立てさせるというところに、私も非常に欠陥を感じておるわけでありまして。従つてお尋ねをしたいのは、私も御意見と同感でございますが、これを裏に返しますと、そういう国民経済あるいは中央、地方の政治態勢というものの全体的な計画がないとするならば、この再建促進法そのものは大した意味がないというお考えでございますか、そういうふうにお聞かせるのですが、そう了解してよろしうございしますか。

○藤田参考人 今度の再建整備促進法が全然無意味であるとは申さないのではありません。しかし御指摘のように国全体の計画というものができて、その一環として取り上げられるというやうな形にならないければ、ただ当座の応急措置にすぎない。ある府県、ある市が赤字で困っている、だからそれをちょっと引き締めて何とか無理やりバランスを合はすという結果に終る危険がある。従つてこの再建促進法をほんとうに効果的ならしめるためには、再建計画が終つた後においても、地方財政が健全なる経営をなし得るという見通しのあるプランが並行すべきである、こゝ考へるわけでございます。それでいかがでございますか。

○北山委員 もう一点伺ひします。ただいまの問題も論じていけばずいぶん問題はあろうと思ひます。先ほど、高知県の県議会の場合、常任委員会制度を改正したが、それでうまく

いっているというやうなお話があったのですが、私も、実情はわかりませんけれども、これはやはり現在の府県というもののやる仕事の内容がまことに貧弱であつて、いわば國から命ぜられたやうな義務的な仕事が多分であつて、県議会において裁量する余地というものがほとんどない。だからして今どこの府県議会等におきましても、非常に建設的な、地方の産業、文化を發展せしめるやうな積極的な議題がなく、むしろ議長の選挙であるとか、そういうやうなまことに情ないといひますか、お気の毒だとも言えるのです。が、そういう格好になつておる。そういう実態だからこそ、先生今お話のやうな、常任委員会をどのように変へてしまつても、あるいはその方がマッチしておる、こゝも言えるんじゃないかというところで、むしろ問題は府県というものの仕事の内容をもつと中身のあつた建設的、積極的なものに作りかえるという体質の改造こそが大事なんじゃないか。そして高知県のような制度をとつたといふことは、一応マッチしたとは言えるかもしれぬけれども、何らプラスではないんじゃないかといふように私は考へるのです。

その問題は別として、今度の再建促進法は、御承知のように、二百億だけの長期債を貸すというのですが、問題は非常に地方団体が節約をしなければならぬわけですから。過去の赤字三百億以上、本年度の財源不足が五、六百億、合せて九百億くらいものを、二百億の長期債以外に節約計画を作らなければならぬ。従つて皆さんの公共事業あるいは単独事業というものも、これを切り捨ててやめなければならぬわけ

です。これは政府の今年度の財政計画にも載っておりますが、その切り捨てになる事業費というものは三百億以上になっておるわけです。そうしますと、鳩山内閣は失業対策という事で五十何億かの失業対策費をふやしておりますけれども、一方では何百億というような事業費を地方財政を通じてやめてしまふわけですから、非常に失業者がふえるわけです。それ以外にまた行政整理で首を切られなければならぬということになりますと、地方財政再建促進というものの、これを裏を返してみますと、失業をふやす計画——石炭鉱業合理化法案については、御承知のように、ともかくそれに見合ふところの失業対策ということが考えられておる、ところが今年度の地方財政の再建促進法には、切り捨てる方は見込まれておるけれども、それを受け入れる方の失業対策というものは何も考えていない。少く見積つても十万人以上出るでしよう。現在のような特に地方経済が非常に不景気な時代において、こういうような大手術、荒療治をするとは、社会的にいて先生はどのようなお考えでありますか。

○藤田参考人 先ほどからもこの失業問題については、なかなか深刻な議論が出ておつたのでありますが、この問題は今年度の地方財政の再建という問題だけでなくして、国民経済全体が直面している過剰人口と生産力の不足というような問題から起きている問題で、地方財政だけの問題じゃないと思うのです。解決は簡単にこうすればいい、ああすればいいと言つても、それだけ過剰人口がにわかには減るわけでもないし、日本の生産力がにわかには上

わけでもない。これは当面する日本の宿命的な問題として、非常に解決が困難な問題であると思う。そういう意味から行きまして、あるいは見方によれば、人員整理するかわりに、財政が足らなければ、全体の給与水準を落して、失業者をささぬようにしていくというようなことでも、これは机上の論として言い得るものでありますが、そういうことができれば非常に望ましい。あるいは日本の現状は、そういうことまで考えなければならぬ現状にあるかとも思うのであります。しかしこれは実際問題として、みんな給与を引き下げて整理人員を出さないといふことは、口では言ってもなかなか現実的な解決策としては困難ではないか。従いましてそういうものをからまして考えますと、これは府県に限らず、事業会社にしてもそうでありまして、何となく、それに伴う犠牲者の考え方というものを両方から考えますと、全体的給与を引き下げてみなければ、合つていきたくないのですが、それができない場合には、先ほど定年の問題も出たようでありまして、教育者で年の若い人が遊んでおるのに、恩給もついておる相当の年輩の校長さんがたくさんおるといふような場合には、やはりそこに何らかの調整措置を講じて、若い者に機会を与えようというようにも私は必要じゃないかと考えるのであります。しかしそれによつても、日本のような国民所得の水準の低いところでは、失業するとたちまち翌日から生活に困難を感じる場合も多いのでありますから、そういう点はまた別個な措置として国が考える。もしみんなの給与

を引き下げて、みな食わしていくという形をとるか、働ける能率の高い者だけが働いて、失業者はやむを得ず出す、そのかわり残つた者がうんと働いて、税金を納めて、社会保障の形で救済していくか、こういうように割り切つて考えなければ、両方からまじつていったんでは、にっちもさっちも行かない。そしてぐずぐずしているうちにどんどん事態が悪化してしまふのではないか。それは地方自治体のみでなく、日本の国民経済全体の直面している問題で、事態は非常にむずかしい問題だと思つておられます。私はそういうように、両方から考えますなら、思い切つてお互いがかぶる、あるいは別建にするなら、残つた者が税金を負担をして、社会保障の形で困つた方をかばう。このどちらにするか。現実の問題としてはやはり定年制でも作つて、その形で失業されて困つた方は社会保障の形で、残つた者が税金の負担をかばうという形をとる以外に解決の道はないのじゃないか。犠牲者になられた方にははなはだ気の毒であります。日本は現実がどうもそれ以外に方法はない、こう私は考えるのであります。

○北山委員 ほか質問者もあるでしようから、これで終ります。先生の御意見は、二法案には賛成だけれども、先生の賛成というものは、ずいぶん大きないろいろな前提条件が必要だといふことを了解いたしました。ありがとうございます。

○大矢委員長 五島君。

○五島委員 ただ一点松沢さんに質問いたします。松沢さんの公述について非常に参考になりました。ところが午前中の公述者の中に、特に茨城県石

下町長の全国町村会代表の関井仁さんからの公述の文書を見てみますと、公述された中に「行政委員会の予算原案送付及び収支命令の権限を削除すること。その理由の中に「行政委員会が原則として廃止すべきであるが、教育委員会の如き地方公共団体の財政力を無視した見積書の作成、収入現況を顧みない配当予算の濫費等に対する今次改正による規制は不徹底であり、抜本的にその予算原案送付及び収支命令の権限を削除すると適当とする」という理由を付されて、それに特に口頭によつて、教育委員会等々があれば特に予算の送付が行われる、それで争いが次々に積み重なつて、そして町民の得るところは一つもないという公述が行われたわけですね。それから市長会の代表者の中の文書の中にも教育委員会その他の行政委員会等々は廃止すべきであるといふことで、午前中公述されたわけですね。ところが先生の論旨は私非常に参考になったわけで、特に教育の民主化の徹底によつて日本の民主化が進んでいくんだと考えるわけですが、松沢さんは午前中から御出席であつたかどうかを知らませんけれども、町村会代表、あるいは市長会代表が教育委員会あるいはその他の委員会が介在することによつて、非常に運営が困難であるといふような印象を午前中受けたわけですね。そして特に争ひばかりが非常に多くて、町民あるいは市民の得るところは一つもないといふようなことは、非常に今後の問題として重大であると考えられますから、この点についてこういう事実があるかどうか。あればある、なければないといふようなことを参考までに聞かしていただきたい

と思います。

○松沢参考人 私は午後二時から出席するよう招集状がありましたので、午前中の議論を拝聴する機会を得ませんでした。ただいま言われましたことに基づいて、町村教育委員会におきます事実について、特にその茨城県の問題等を私は存じません。ただそういう点につきましても、争ひの起つております原因がいかなる点にあるかを詳しく知れば一そう議論がしやすいと思うのでございますが、町村教育委員会につきましては、その成り立ちの當時におきましてすでに無理があつた、都道府県教育委員会につきましても地方教育委員会の設置単位等の問題については、しばしば意見を申し上げ、また陳情もいたしたのでございますが、それらがすべて無視されまして現行法通りに強行されましたために、一部地方におきましては相当の無理が出ておるとも二、三他の例において聞いております。しかしこれらにつきまして先ほど申しましたのは、これらを能率化するためには、ただ人口の問題であるとか、行政区画の面からのみ考えず、教育面から見まして、学校運営の能率から考えて、これらを能率化していくように導くべきではないか、こういう点について申し上げました。ただ私寡聞にしてそのような茨城県の事実を存じません。どういふ事態があつたかを知らないで具体的に申し上げることができませんが、都道府県ではなしに、地方の市町村の教育委員会等につきましては、あまりにも数が多いといふような形で、そういう意味で非常にトラブル等が起きていることも聞知しておりますので、それらの一部では

ないかというように考えますが、それらを都教育委員会からにおいて能率化していくような案を持って、このようなトラブルが起らないようにしたいと思っております。これでは大へん抽象的なお答えになってしましますが、そういう点を含めて先ほど申し上げたつもりであります。

○大矢委員長 鈴木直人君。

○鈴木(直)委員 私は松沢参考人にお伺いいたします。先ほどの陳述を注意して拝聴いたしましたのでありますが、まず第一点は、先ほどのお話は、午前中全国の都道府県の教育委員の代表の方方がお集まりになっていろいろと協議されておるということを知っておるのではありませんか、その結論として代表的にお話をされたものであるかどうかという点をお聞きしておきたいと思ひます。

それから第二は、現在提案されておるこの二つの法案は、教育の民主化という点から見て、あるいは内容的に若干の修正等があつても、これはどうして容認し得ないものであるから、撤回をして新しく出直してもらいたいというのが、その御陳述の結論であつたように思ひますが、その通りでありますかどうか。あるいは、そういうことではあるが、そういう点については改善の策として研究を必要とするのだというのであります。要するに個々の修正すべき点であるとか、こういう点が問題になっておるということをお話になりました点は、こういうものがありまして、それがどうなつてもかまわない、従つてこれを撤回して、そうして新しく出直していただきたいというのが本旨であるというように受け取つ

たのでありますが、そのところをもう少しはっきり伺いたいと思ひます。

○松沢参考人 第一の御質問の点は、午前中の論議を知つて議論したかという御趣旨でありますか。

○鈴木(直)委員 結論でけっこうです。

○松沢参考人 実は先ほど申しましたように午前中は出席いたしておりましたので……

○鈴木(直)委員 午前中の教育委員会集まりのことです。

○松沢参考人 その点は私、教育委員会の幹事長といたしまして、その意味において出席いたしておりました。

それから第二の問題については、先ほど触れました諸点は、これらの点から考へても非常に不都合な点を生じます。ただそれは教育問題だけを考へてもこのような点が生じます。さらに私どももいたしましては、地方自治団体等に加へられております各種の制限等から考へていきますと、地方自治全体が逼迫するやうな結果になるやうに考へられます。また私どもはそういう事態が起ると思ひますので、この法案全体として地方自治並びに現在の民主化に大きな支障があると考へ、法案全体について反対いたします。この反対のよつて来たる諸点を二、三条文の上から拾へば次のやうな点がある、こういう趣旨で説明いたしたわけでありまして、言葉が足りないで、誤解を招いたことについてはおわびをいたします。

○額田委員 私松沢さんにお聞きいたします。直接法案に関係のないことかも知れませんが、先ほど陳述された際に、子供に民主主義を説いて、それを徹底せしめることが

民主主義を早く普及せしめるゆゑんであるというお話を明示せられたのでございまして、その点につきましては私もまことに同感であります。教育委員とされまして、今日の教育のあり方が、果してその民主主義あるいは自由主義を正しき意味において理解されておるやうな傾向に行つておるかどうかが、それについて松沢さん、教育委員としてどういふお考えを持っておられますか、ただその一事だけ私には伺いたい。

○松沢参考人 ただいまの質問につきまして、これはなほは広範な問題でございまして、もちろん部分的には行き過ぎもあり、また戦後の混乱もありまして、とかくの議論は多いと思ひますが、議論が多いだけにこの問題に注意は注がれておりますし、また私たちが教育委員といたしまして、この問題と、教育基本法にありましますように最も自主的な教育というものを主として考へております。その点について子供たちの考へ方その他についても、私たちはよほど進歩してきてゐるものと信じますし、ことにPTAというやうな新しい組織において父兄までがこういう問題について自由に発言するといふやうな、大いに民主的な空気を導いてきておるというところは、学校の雰囲気そのものがそういうやうな民主的な空気に、よほどなれてきておるという事態ではないかというふうに考へておりました。広範のことではござい

すから、いろいろこまかいところやあるいは行き過ぎその他の点はあろうかと思ひますが、私ども全体としては民主的な方向へ相当早い速度で進んでおるというふうに確信いたしております。

○加賀田委員 ちょっと簡単に橋田参考人にお聞きしたいと思ひますが、実は地方財政再建促進の法案に対して、特にわれわれとして懸念しているのは、政府が自治庁の手を通じて地方団体に大きな権力を導入してくるという点で、われわれとしては非常に懸念されておるわけですから、そこで参考人の発言の中で、現在秋田県において三百二十名程度の首切りが行われた。しかもその首切りの理由として、秋田県の知事が自治庁の方に融資をお願いしたから、お前のところは三百二十名程度首切りをしなれば融資のあつせんをしないということ、これをやむなくやつておるといふやうな発言があつたのです。その点間違ひがないかどうかということ。もしそれが事実とするならば、これは公式の席上でそういう発言をしたのか、あるいは組合との個人的な折衝の中でそういう発言をしたのか、その点を一応明らかにしていただきたい。ただ私たちはこういう再建法案がこのまま通過いたしますと、従来の民間企業における銀行管理のやうな、実際に自主性のない地方団体といふものができ上るといふことを懸念するので、すでにこの法案が通過する前にこういう問題が起つておるとする前に、われわれは考え直さなくてはならないと思ひますので、この点をちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○橋田参考人 秋田県でこの問題が具体的に出たのは今月の三日でござい

ます。従いまして私どもの方の中執を三日に秋田に派遣しております。その中執が十一日に帰つて参りました。その報告によつて先ほど私が発言した次第です。その報告によりますと、知事は

明らかに先ほど申し上げた点を総務委員会において言明した、こういう報告がございましたので、組合の従来からの報告の様式から言ひまして、絶対に間違ひないといふことを確信いたしております。

○加賀田委員 本問題は重大な問題でありまして、自後委員会等において真相を明らかにしたいと思ひます。なおこれと関連してもう一つ、山口市並びに鳥取市において、組合として職員に給与に充当するために、自治労の方で四千万円程度の融資を労働金庫の方からいたした、こういうお話しであります。この方法は組合同士の間にありまして、給与に充当するために融資を労働金庫からされたのか、あるいは理事者側からの要請に基いて自治労として労働金庫に諮つたのか、もう一つの点は労働組合としての自治労の本部で借りて、こうした山口市あるいは鳥取市の自治労の方に貸されたのか、その経過と方法に關して一応御説明をお願いしたいと思ひます。

○橋田参考人 山口並びに鳥取につきましては、地方財務局からそれ相当の融資を受けておるわけですから、融資を受けながらもなおかつ膨大な赤字のために給料を払へない、こういうことになつたために市中銀行の方からも融資がストップされる。どこにも借りる相手がなないわけですから、しかし組合側としては当然権利として給料を払つてもらいたい、こういう強い要求を市長にいたしましたために、市長としてはそれで組合と同時に市長が責任者となつて労働金を通じて金を借りたい、こういうやうに話し合ひがまとまつた次第であります。従つて市長と組合側と両方が実

は私の方に相談に参りまして、私の方としては労働金庫の金を融資する場合に、給料の遅配という形では、規定からいって非常に困難な事項があるわけですから。従いまして神奈川県並に東京労働金の金を、東京都や神奈川県、職員組合、川崎市、横浜市の職、従業員組合が借り受けまして、それを山陰労働金に入れます。入れたものを市が借りる、こういう手続でもって融資してやる次第です。

○加賀田委員 了解いたしました。そういたしますと、給料の遅欠配によって労働金が融資するという原則は、従来全国的にとつておらないと思ひますが、実際にはやはり給料の遅欠配に基いて、市長が自治労働の本部を通じて、いろいろの要請があつて、その遅欠配に基く財源として融資した。しかしその手段としてはいろいろの方法を講じて、実は別として、表面的な手段は遅欠配ではないというのです。

○橋田参考人 そうです。

○門司委員 簡単に藤田さんに聞いておきたいと思ひますが、これは私の聞き違いかもしれませんので、聞き違ひなら聞き違ひでけっこうですが、先ほどから御意見を承わつておりますと、前段においては賛成の御意見であつて、後段においては、賛成ではあるが、しかし三つばかりの条件を出されて、こういう条件が満たされないのは非常に考えものであるから、これもあわせて考えるべきだという、こういう御意見に私拝聴したのであります。そこで結論として申し上げてお聞きしたいのは、そういう条件が満たされなければ、この法案は実質的効果がないというふうにお考えになっておられるのか、

あるいは実質的の効果はないが、しかし午前中のどれかのお話しもありましたように、内容的にはいろいろまづいものもあるが、ないよりはましであるか、この辺一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○藤田参考人 私は最初申し上げました通り現在の地方自治の運営の實際な、財政の現状というものは何らかの手かげんを加える必要があるという前提に立つております。従つてこの際提案されておりますような自治法の一部改正なり、あるいは財政の再建に関する法案なり、そういうものは満足すべきものではないかもしれませんが、暫定措置としてはやはりこの際研究に値するものであると考えております。ただ先ほど申し上げましたように、二つの法案を通説いたしますれば、やや政府の権限が強化されすぎて、議会のバランスを欠くうらみがある。その点は立案当事者が少し思ひ詰めているんじゃないかろうか。従つて議會を信頼し、住民を信頼し、世論を信頼していただいて、この点はさきに申し上げました程度に修正していただくことがいいんじゃないか、そういう意味で御審議願ひたいという意味でありますから、この修正が立たなければ無意味だという観点には立たない。こういう法案は必要なんだ。しかしさきこの点の検討の余地があるから、御審議願ひて、もう少しバランスのとれた内容のものにしていただきたい、こういうわけであります。

もう一つの点は、こういう財政再建法案の必要を認めますけれども、これだけで地方財政が堅実になるとは私は考えていない。やはりこれに伴つて、あ

るいは付随してもっと根本的な手を打つていただかなければ——この法案さえ通れば地方財政は健全なものになるんだ、かように全然考えておりません。しかしこれの必要を唱えるわけではございません。この法案に関連いたしまして、もっと根本的な手を打つていただかなければ、地方財政というものには健全な姿に戻らない、かように考えるわけでございます。

○大矢委員長 他にございませつか。——他に質疑がないようならば、この程度にいたしておきます。参考人に一言ごあいさつを申し上げます。暑いところ、長時間にわたつて御意見を拝聴いたし、両案の審議に非常に参考になることと存じます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

それではこれをもって散会いたします。次会は公報もつてお知らせいたします。

午後四時五十三分散会